

2023年度予算編成にあたっての

重要政策提言

2022年9月7日

日本共産党兵庫県会議員団

2022年9月7日

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

日本共産党兵庫県会議員団
団 長 ねりき 恵子

2023 年度予算編成にあたっての重要政策提言

新型コロナ発生から2年7か月目を迎えた。ウイルスは変異を繰り返し、ワクチン接種は進んできたが、現在、オミクロン株のもとで第7波の感染爆発に見舞われている。

発熱外来の数も増えてきたものの、感染爆発のもとで発症してもすぐに検査が受けられない状態が今なお続いている。発熱外来への殺到を避けるために、抗原検査キットなどでの自己検査で陽性になっても、感染症法上の感染者としては把握されず、急変時の対応が遅れる危険性が高い「自主療養」登録を兵庫県は勧めている。

新型コロナウイルス感染拡大の波で医療逼迫（ひっばく）の深刻度が増すもとで、感染者の認知を減らす方向ではなく、コロナ対応や一般医療の維持など地域医療全体の強化・連携を進める抜本的支援こそが求められている。

また地域経済が疲弊し、コロナ解雇などが増える中、最低賃金の引き上げ、雇用を継続するための中小企業への直接支援など、県民の生活を守る支援が急務である。

さらに、男女の賃金格差の情報開示がこの秋から始まるが、国、都道府県など地方自治体それぞれが格差是正を奨励する仕組みを作りや、LGBTQ 差別をなくし個人として尊厳される社会へ、ジェンダー平等社会への取り組みが切実に求められている。

また気候危機打開は一刻の猶予もなく、地方自治体は国待ちにせず、独自にでも対策を推し進める必要がある。

6月に閣議決定された岸田政権初となる「骨太の方針」では、軍事力は「5年以内に抜本的に強化する」と記述し、これまでより軍事色が濃く、また、社会保障では10月からの75歳以上の医療費窓口負担の2倍化導入などを正当化する「全世代型社会保障」の構築や、病床削減の「地域医療構想」の推進を掲げ、公的医療保険や介護保険について国民負担をさらに強いる内容が盛り込まれている。

兵庫県においては、これら国の政策に追随するのではなく、「住民福祉の機関」として福祉と暮らしを守る自治体の役割を発揮する独自の政策を求めるものである。

よって2023年度の予算編成に当たり、392項目の重要政策提言を行うものである。

第1．新型コロナウイルス感染症をはじめ、災害から県民の命と暮らしを守る兵庫県に

新型コロナウイルス感染症がいまだ収束せず、第7波においては、オミクロン株B A. 5系統への置き換わりが進み猛威を振るっている。医療の逼迫、救急搬送困難事例も過去最多レベルが続き、改めて公的公立病院の統廃合、病床削減、保健所統廃合の弊害が顕著に現れ、県民の命を守る対策は急務である。

また、地球規模の気候変動で、今年も猛暑が続き、さらに台風・長雨・豪雨、高潮・土砂災害など災害の激甚化が進んでいる。

コロナ禍のもと、感染症のリスク、災害や事故から命と暮らしを守るために発災時の応急対策や被災者支援だけでなく、防災や復旧に関する計画の作成や修正、防災情報の観測・伝達など、防災に関する人員体制を充実させるなどの政治が強く求められている。

1．新型コロナウイルスの感染拡大がもたらした日常生活の激変は、女性にとりわけ深刻な影響を与えている。国連女性機関は、各国政府に対し「コロナ対策が女性を取り残していないか」と問いかけ、「ジェンダーの視点に立った対策は、女性のみならず、社会のすべての構成員に良い結果をもたらす」と強調した。コロナ対策のあらゆる場面でジェンダーの視点を取り入れること。

2．新型コロナウイルス感染症に対応した県の「避難所ガイドライン」を周知・徹底し、きめ細かい対応を市町に求めること。

3．災害対策基本法の改正により避難勧告・指示が避難指示に一本化されるなど避難情報のあり方が見直されているが、新型コロナの影響で避難所への移動を避ける傾向が強まっている。避難情報については的確に行うとともに、県民の防災意識啓発に努めること。

4．福祉避難所の充実とともに、コロナに対応する専用の避難所を確保するために国の財政支援を求め、県としても行うこと。人員体制の強化と専門職の配置を基準どおりに行えるよう市町への支援すること。

5．ペットを連れての避難が難しいとして避難所への移動を躊躇する人も少なくない。同行避難や同伴避難ができる場所を増やすなど、市町とともに努力すること。

6. 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（2020年6月10日発出）に示されている避難所における環境衛生対策に必要な備蓄品25品目の不足分については、県として市町を支援し、備蓄できるようにすること。

7. 災害救助法に基づいて民間の旅館・ホテル等を借り上げ、避難所を増設すること。そのための国の財政措置を求めること。

8. コロナ禍のもとで、在宅避難者にもプッシュ型支援で、食料・情報などが行き渡るよう支援を強めること。

9. 災害の際、最前線で重要な役割を果たす土木事務所や健康福祉事務所等のマンパワーの充実を図ること。芦屋健康福祉事務所を存続すること。

10. 被災地でのボランティア受け入れの推進を図るためのボランティアへのPCR等検査費用を国が補助し、無料とするよう働きかけること。また、ひょうご若者被災地応援プロジェクトについてもPCR検査を実施し、その費用は無料にすること。

11. コロナ便乗の悪徳商法やトラブルを防ぐための対策を強化すること。

12. 県独自の被災者への公的支援を、恒久制度として創設すること。一部損壊は、損害割合の10%要件はやめ、床下も含めすべてを対象とすること。

13. 「被災者生活再建支援法」や「災害救助法」について、適用戸数の柔軟化や一部損壊も対象にするなど支援金増額も含めた改正を国に求めること。また、被災した店舗・工場も支援対象にするよう国に求めるとともに、県としても支援制度をつくること。

14. 住民参加で、浸水想定地域や土砂災害警戒区域などにある避難所の見直しをすすめ、避難誘導を含めたコミュニティー単位での「防災まちづくり計画」の策定や、防災無線の各戸受信システム等への支援を、市町とともに行うこと。

15. 土砂災害警戒区域の対策を急ぐこと。また、特別警戒区域指定を進めているが、指定に至る前でも既存住宅の構造強化に対する支援を行うこと。宅地開発を規制・抑制する開発指導を進めること。

16. 想定最大規模降雨（1000分の1）による「洪水浸水想定区域図」「高潮による浸水想定区域図」が公表されたが、自助・共助で逃げるという避難対策だけではなく、全県下の護岸のかさ上げなど抜本的な対策を行うこと。

17. 県下全ての水系における河川整備基本方針・河川整備計画を策定し、河川整備を速やかに行うこと。

18. 南海トラフ巨大地震の浸水想定、被害想定について、防潮堤・堤防や埋立地などの液状化被害の想定が不十分であることや、原油流出や影響予測などのコンビナート津波火災が想定されていないなどを認識し、さらに検討をすすめる、県の「防災計画」を見直すとともに、必要な堤防補強工事も行うこと。

19. 耐震化補助の予算を増額し、民間住宅の耐震診断を無料にし、住宅耐震化を抜本的に促進すること。公的施設や社会福祉施設の耐震化を早急に100%にすること。

20. 災害援護資金貸付金については、法律（災害弔慰金法）の一部改正にともない、免除基準が明確にされ、返済免除対象が拡大された。しかし、所得150万円超の少額返済者及び行方不明者などは引き続き返還の対象者となっている。生活困窮者はすべて免除対象者とするなど、被災者の実態に見合った返済免除がすすむよう、国に強く求めるとともに県として市町を支援すること。

21. 消防本部を減らす「消防の広域化」をやめ、消防職員の増員や、防火水槽の老朽化対策、消防水利施設の整備などを国に求めるとともに、県としても支援すること。

22. 県庁舎再整備については、現計画がいったん凍結され、新たに民間投資を呼び込むような将来の元町全体のグランドデザインを描き、その中で県庁舎整備のあり方を検討することとしている。凍結ではなく中止し、県庁舎の耐震化を急ぐこと。

23. 災害対策の観点から、公共工事を大型開発・新規事業優先から防災と老朽

化対策へ抜本的に転換すること。

第2．国の改憲への暴走を許さず、憲法を活かし、住民が主人公、恒久平和の実現に寄与する県政を

ロシアのウクライナ侵略に乗じて、岸田首相はG7 首脳会議やNATO 首脳会議で「今日のウクライナは明日の東アジアかもしれない」とのべ「軍事対軍事」をあおることに終始している。憲法 9 条を生かした平和外交の努力が求められている。さらに憲法 25 条の生存権など憲法の理念を生かす政治への転換が強く求められている。

また、県が行財政改革の一環としてとり組む「ひょうご事業改善レビュー」は、昨年の県政改革に基づくもので、対象となる 30 事業が示され、外部委員会などで検証し年度内にレビュー内容を公表するとしている。「事業のカットが目的ではない」というが、県民サービス削減につなげることは絶対にしないこと。

1．21 年 1 月 22 日に正式発効した核兵器禁止条約の批准国は、66 か国となった。日本政府が条約に背を向け続け、6 月 21 日から 23 日までウィーンで行われた第一回締約国会議にオブザーバー参加を呼びかけられたにもかかわらず参加しなかったことは、きわめて恥ずべきことである。政府がこれまでの態度を改め、すみやかに条約を署名・批准し、条約に参加することを強く要請すること。

2．県として「非核平和宣言」にもとづき、県管理のすべての港湾に非核「神戸方式」を導入すること。県内の被爆者支援を充実するとともに、被爆の実相を伝える事業を県として行うこと。

3．米軍や、県内の自衛隊基地などに、内閣総理大臣が指定する安全保障上の「重要施設」の周囲 1 km を「特別注視区域」に指定し、住民らを監視する土地利用規制法が成立した。重要施設の「機能阻害行為」の処罰対象となる行為など全てが政府に白紙委任するものである。撤回を強く国に求めること。

4．政府は、敵基地攻撃能力を反撃能力という言葉に置き換え、議論開始を表明したが、その保有が憲法に反するのは明らかである。断念するよう国に求めること。

5. 憲法9条を守り、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、安保関連法（戦争法）、特定秘密保護法・共謀罪の廃止を国に求めること。

6. 在日米軍基地での新型コロナウイルス感染拡大が続いている。在日米軍に関する検疫の取り決めが日米地位協定になく、米軍任せになっている。全国知事会等も求める日米地位協定の見直しについて、国に求めること。沖縄新基地建設問題は、民意を反映し、辺野古への移設を行わないよう国に求めること。

7. 県民を危険にさらしているオスプレイ等の米軍機の低空飛行訓練が今年、頻繁に行われているとの情報が寄せられている。直ちに中止するよう米軍と国に求めること。オスプレイ等の米軍機の配備・訓練拡大を行わないよう国に求めること。

8. 自衛隊の日米共同訓練等に反対し、県施設の提供を行わないこと。自衛隊の個人情報収集・勧誘活動への協力はやめること。県民の名簿を提供しないよう市町に働きかけること。

9. 北東アジア地域自治体連合参加自治体として、過去の侵略戦争と植民地支配の反省にたった交流・発展の共同をすすめること。歴史教科書等への内容・選択に行政が介入しないこと。

10. 憲法の平和・人権・民主主義の原則を国政の各分野に活かすことを国に求めるとともに、憲法を根幹にした県政を推進すること。

11. あらゆる施策にジェンダー平等の視点を貫くこと。

12. 21年3月に策定された「ひょうご男女いきいきプラン2025」（第4次県男女共同参画計画）について、男女平等の実現に向け、男女共同参画社会づくりに向け、男女がともに安心して子育てしながら働き続けられる条件整備、長時間・過密労働の是正、女性の貧困をなくすための男女賃金格差是正、ひとり親家庭支援、DV対策等を強化すること。また、「第7次男女共同参画兵庫県率先行動計画」（ひょうごアクション8）において、特に2025年度までの本庁課長相当職以上の職に占める女性登用率目標が20%（現状到達19%、2022年4月1日時点）で低すぎる。早期に30%、2030年までに50%に引き上げること。

13. 県議会では、「LGBT/SOGI に関する差別のない社会環境整備を求める意見書」を国へ送付したところであるが、県としても、社会全体が性のあり方の多様性を受け入れていくことを目指して、LGBT/SOGI に関する広く正しい理解の増進や、差別解消法を目的とした環境整備を進めること。

LGBTQ に関する県職員のガイドラインが策定された。県職員の研修体制をさらに強化すること。また、当事者団体・支援団体と連携した LGBTQ 相談ワンストップ窓口を設置すること。多様な性の婚姻関係を認める社会をめざし、県のパートナーシップ条例を創設すること。

14. 学校トイレ、公共施設のトイレなどに無償の生理用品を設置すること。

15. 在日外国人らに対するヘイト・スピーチ（差別煽動表現）を規制する法に基づき、対処すること。朝鮮学校など外国人学校への補助金削減を撤回し、もとに戻すこと。

16. 県経済は、10%への消費税増税とコロナ禍で深刻な消費不況に陥っている。消費税を5%に減税するよう国に求めること。また、経営困難な中小事業者に2年度分の消費税の納税を免除すること。

17. コロナ禍に加え、物価高騰のもと県民の暮らしを応援するために、水道料金の減免・引き下げを市町に働きかけ、財政支援を行うこと。

18. 超過勤務縮減の努力がなされているもののコロナ禍のもとで年間540時間を超える残業が一部職員に強いられている。行革で削減された県職員数を増やし、長時間労働を是正すること。非正規職員の処遇を改善するとともに、正規職員化をすすめること。また、「会計年度任用職員」制度が導入されたが恒常的業務に正職員を配置すること。

19. 兵庫県の最低賃金が32円引き上げられ、960円の改定額となった。しかしこれでは、まともな生活が成り立たない。すみやかに最低賃金1500円をめざすこと。

20. 「公契約条例」制定で、県と契約を結ぶ企業などで働く労働者の最低賃金についてもすみやかに1500円をめざし、官製ワーキングプアをなくすこと。また、住民の福祉・くらし・教育にかかわる分野の公務の民間委託はやめること。

2 1. 国は、マイナンバーと、一人につき一口座の預貯金口座の紐付けの義務化、健康保険証、運転免許許可書との一体化、などをすすめている。多くの情報を一元管理するマイナンバー制度による情報流出などが起こっている。実施の中止を国に求めるとともに県も行わないこと。

2 2. デジタル庁が設置のもと、デジタル関連法が制定され、行政のデジタル化が進められている。デジタル化は、「利便性」の名で、本人同意のないまま企業への個人情報提供などの「利活用」が図られ、自己情報のコントロール権、自己決定権が侵害される危険性が高い。また、システムの標準化により、自治体の独自施策が制約を受けることが懸念されている。情報格差や市民サービス提供に格差を生じさせないこと。

2 3. 政府の規制改革推進会議にならい全国で5番目となる兵庫県規制改革推進会議が本県に設置された。県民の暮らしや安全を後退させる規制緩和を認めないこと。

2 4. 国家戦略特区は、「世界で一番企業が活躍しやすい国」になるために「規制緩和」をおこない、くらしや地域経済を守るルールを破壊することにつながる。県として反対すること。とりわけ、「関西圏区域会議」において、大企業優遇策、地域独自の法人税の引き下げ、労働時間の規制緩和などに反対すること。

2 5. 関西広域連合は、国の出先機関を廃止し、丸ごと移管を強く求め、その「受け皿」となることをすすめているが、憲法で掲げた国民の権利を保障する国の責任を後退させ、小規模自治体の防災などにも大きく影響を与える危険がある。関西広域連合における国の出先機関「丸ごと移管」の受け皿づくりをやめて、国出先機関の原則廃止・「丸ごと移管」に反対すること。

2 6. 市町への権限移譲について、県が責任をもつべきものを押し付けることはやめること。

2 7. 県は2025年開催予定の大阪・関西万博にともない「大阪湾ベイエリア」を経済活性化の柱として位置づけ、人、モノ、投資、情報を呼び込むことをめざしている。具体的な施策を検討する協議会が、県や関係自治体のトップにより開催され、今年度中に方針を策定するとしている。「大阪湾ベイエリア」については、インフラ整備など様々な課題、問題がある。無駄な開発をおこなわないこと。

大阪府は、万博をテコに、巨大開発をとまなうIR・カジノのための「夢洲ま

ちづくり構想」を目論んでいるが、地元大阪府民の合意は取れていない。賭博であるカジノ誘致に反対すること。

28. 統一協会(世界平和統一家庭連合)は、霊感商法や多額の献金で多くの人の人生や家庭を壊している反社会的なカルト集団である。また、政治に深く入り込み、その関係は今も続いている。

県内にも、統一協会の関連団体が多数あることから、県として県と外郭団体なども含めて統一教会やその関連団体との関係を徹底調査すること。関係があれば、それを断つこと。

被害者救済の立場での相談窓口を開設すること。

29. 安倍元首相の国葬については、根拠法もなく、特定の個人の葬儀費用を税金で行うことは、法の下での平等、思想・良心・信教・表現の自由、財政民主主義を定めた憲法に違反するものである。また、安倍元首相の政治的業績について評価が分かれていることに加え、統一協会と政治の癒着の中心にいたことが明らかになっている。知事として国葬に反対し、公費を使つての参列はしないこと。県内公共施設や学校現場に対し、半旗や黙とうなどの弔意を県民に促すことがないようにすること。

第3. 気候危機回避を加速させ、再生可能エネルギー中心のエネルギー政策への転換、環境秩序の保全を

昨年、イギリスのグラスゴーで開かれた COP26（国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議）では、地球の平均気温の上昇を産業革命前に比べて「1.5 度に制限するための努力を継続する」ことを宣言（「グラスゴー気候合意」）。その実現のために次回 COP27 までに、温室効果ガスの排出量の削減目標をさらに引き上げるよう求めている。

日本が報告した削減目標は、2010 年度比に換算すれば 42%に過ぎない。COP26 の「気候合意」では、「2010 年比で 2030 年までに世界全体の二酸化炭素排出量を 45%削減」することを明記。国民一人当たり、全世界平均の 2 倍の温室効果ガスを排出している日本が、削減目標の引き上げを再検討するのは当然。ところが、日本政府は目標見直しを拒否し、兵庫県も、不十分な国の目標を基準に目標を設定している。

日本は、国連が繰り返し「先進国は 2030 年までに石炭火力を段階的に廃止せよ」と求めているのに、何ら答えていないどころか、温室効果ガス排出の「実質ゼロ」を達成すると自ら約束した 2050 年にむけても石炭火力発電を使い続けようとしている。G7 で石炭火力からの撤退期限を示していないのは日本だけである。こうしたなか、兵庫県内では、新たな石炭火力発電所 2 基が新設されており、1 基は営業運転を開始。差し止め裁判が提訴されているなど、批判がひろがっている。

地球温暖化対策において、日本政府に追従する兵庫県の政策を抜本的に改めるべきである。

1. 兵庫県の 2030 年度温室効果ガス削減目標を国目標基準の 2013 年比 48%ではなく、COP26 水準である 2010 年比 60%削減（2013 年比 64.3%）とすること。2050 年カーボンゼロ達成のために、2030 年、2050 年の目標達成のためのロードマップを示すこと。

2. 温室効果ガス排出抑制のために再生可能エネルギーによるエネルギー自給率を抜本的に引き上げること。日本のエネルギー自給率は 10%程度と先進国で最低クラス（OECD 加盟国のうち比較可能な 36 カ国中 35 位）。原油価格の高騰、ロシアのウクライナ侵略、急激な円安の放置など、エネルギーを外国に依存している経済の危うさが浮き彫りになっている。兵庫県の再生可能エネルギー導入目標は、2030 年度までに 30%と低すぎる。少なくとも 2030 年度までに 50%を導入し、2050 年に 100%導入とすること。

再生可能エネルギーの普及にあたっては、どの地域でも、エネルギーの地産地消、地域資源を生かし、地元の中小企業や雇用に結びつくような地域経済の循環で、地域活性化につながるような取組への支援を抜本的におこなうこと。

3. 兵庫県は、姫路港にカーボンニュートラルポートを建設し、水素ステーションにしようとしているが、その水素の供給は、オーストラリアの安価な褐炭などの燃焼により生成される水素を輸入しようとしており、その生成、輸送過程で大量の CO2 を排出するもので、温暖化対策とは逆行する。現段階で、温暖化対策として、水素エネルギーを徴用するのではなく、政策の中心を、実現可能な再生可能エネルギーの抜本的導入へとシフトすること。

4. 温室効果ガスを大量に排出する県内 6 基の石炭火力発電の廃止計画をただちに明確にすること。神戸製鋼は、神戸市灘区に 2 基の新設石炭火力発電所の稼働・建設をすすめている。アンモニア混焼、専焼などの技術開発をすすめ 203

0 年以降も利用しようとしているが、アンモニアを利用しても、十分な温室効果ガス排出抑制にならないことは明らかになっている。新設石炭火力発電の稼働・建設をただちに中止させること。

5. 温室効果ガス排出量の半分を占めている、条例対象事業所をはじめ大規模事業所に温室効果ガスの排出総量削減を義務付ける制度を導入し、特定物質排出状況と削減計画の公表が事業所ごとになった。2050 年カーボンニュートラル達成のため事業所ごとに目標を具体化させその達成のため県が積極的役割を果たすこと。

6. 岸田首相は、これまで再稼働した 10 基の原発に加え、原則 40 年とされる運転期間の延長を可能とし、関西電力管内にある高浜原発 1、2 号機など 7 基を再稼働の対象とすること、次世代型原発の開発・建設を検討すること等を発表した。これは、福島第一原発事故以降、原発の新增設と建て替えを「想定していない」とする従来の方針を大転換するものである。国に対し、エネルギーのグリーン化をすすめるために新たに原発を活用する方針をあらため、再生可能エネルギーの抜本的な導入拡大を行うよう強く求めること。

7. 広大な森林伐採を伴う環境に大きな懸念を及ぼすメガソーラーや大型風力発電計画が頻発するなか、国は、概ね 100 ヘクタール以上の大型メガソーラーについては環境アセスの対象に加え、県も事業区域面積 5 ヘクタール以上を環境影響評価条例の対象に加えるとした。また森林伐採を伴う概ね 0.5 ヘクタール以上の事業を対象に、工事着手前の自然環境調査、報告を求める指針を策定した。これら条例、指針などを厳格に適用するとともに、対象のさらなる拡充と、環境に問題があると判断される場合には、事業の中止を求められるよう条例整備をおこなうこと。

8. 環境影響評価の途上である新温泉町での 21 基におよぶ巨大風力発電計画は、絶滅危惧種のクマタカなど貴重種が生息する豊かな生態系を破壊するばかりでなく、自然林の中に巨大な構造物ができることで災害の危険性も大きく、認めるべきではない。

9. 海洋プラスチック汚染について

①プラスチックゴミの海洋汚染が世界的に深刻な事態になっている中、国際社会は、使い捨てのプラスチック製品の製造・販売・流通を禁止する流れが強まっている。国の責任で生産の段階から減量対策に取り組むなど、製造・販売・流通

の規制強化するよう国に求めること。県としても、県内企業に対し、規制を行うこと。輸出に頼ってきた廃プラスチック処理は、自治体・住民に押し付けるのではなく、OECD も警告しているように、「拡大生産者責任」の立場で、抜本的に見直すよう国にもとめること。

②レジ袋について、県は、「レジ袋削減推進に係るひょうご活動指針」を示し「マイバック持参運動」などをすすめているが、削減目標を引き上げ、県民への啓発活動だけでなく、生産も含めた減量対策にとりくむこと。

10. 大気汚染対策について、PM_{2.5}の成分分析と発生源の推定を進め、情報公開と、地域に応じて工場への指導強化や自動車排ガス規制の強化など、適切な対策を講じること。

11. 神戸製鋼(株)加古川工場や、日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所広畑地区などで、降下煤塵の発生が自主管理目標値を上回るなど、飛散が続き、住民生活に影響を及ぼしていることから、改善の指導を強化すること。

12. アスベスト（石綿）被害対策について

建材メーカーと国は、少量のばく露でも中皮腫、肺がん、石綿肺など、生命にかかわる重篤な疾患を招くアスベスト建材の危険性を早くから認識しながら規制を行わず、企業利益のために使用を拡大するにまかせ、ばく露防止対策を怠った。それが、多数の被害者と今後の解体作業おける重大な危険性を生じさせている。

①アスベスト（石綿）公害について、2021年5月、最高裁が国と建材メーカーの責任を認め断罪し、同6月「建設石綿給付金法」が全会一致で成立した。しかし、クボタを含む建材メーカーは基金制度の参加を拒んだままで、今年6月には、基金制度の参加を拒む建材メーカーの責任を追及する訴訟が全国10地裁において一斉に提訴されている。また昨年5月の判決では、屋根工など屋外作業者は救済の対象から除外したが、石綿は少量のばく露でも重大な健康被害を及ぼすことから、問題がある判決と言わざるを得ない。県として、建材メーカーの未参加や、対象職種・機関の制限など残る課題の早期解消へ国とともに、道筋をつけるよう働きかけること。

②2006年に石綿の使用は全面的に禁止となっているが、住宅を含む多くの建物で使われている石綿を含んだ建材はそのままである。今後10年間でそうした建築物の解体がピークを迎えると言われている。飛散防止対策を怠る違法な工事をなくすため、石綿障害予防法、大気汚染防止法、建築基準法、俳句物処理法など、アスベスト関連法制の抜本的強化が求められている。アスベスト除去作業の資格制度化、厳格な調査・報告の義務化、違法な工事を防ぐために屋根材

や外壁材などあらゆる石綿含有建材の除去に対する公的な費用負担などを国に求めるとともに、県としても除去公的負担など独自に対策強化をおこなうこと。

③大規模災害では、事業所からの有害化学物質の流出や解体工事によるアスベストの飛散などが問題となる。阪神淡路大震災では、解体工事に関わり、アスベスト特有のがんを発症した労働者が労災認定されているように、安全確保のためのさらなる規制強化をおこなうこと。

1 3. 高濃度 PCB 廃棄物等は、計画的処理完了期限（2021 年 3 月末）を過ぎているが、未処分事業者等も残されている。PCB 廃棄物を処理する JESCO(株)の受け入れ体制の整備や中小企業での処理費用の補助などの支援を国に求め、県としても保管状況等の監視・指導などを強化すること。

1 4. 産業廃棄物の不適正処理については、国の「行政処分指針」を基本に、行政処分・刑事告発を厳然と行い、悪質な事業者を排除し、不法投棄の未然防止に努める産廃行政に転換すること。

1 5. 赤穂市、上郡町での産廃最終処分場設置計画に対する上郡町での賛否を問う住民投票が行われ、約 8 割が反対となった。専門家からも水源地、漁場周辺などで計画されていることから、「最終処分場計画地として不適格であることは明確」と指摘されている。住民の意思を受け止め、専門家からの指摘も踏まえ、不適格な計画地での産廃最終処分場建設を認めないこと。

1 6. 六甲山や長尾山山系の住宅地でのイノシシの被害について、生態や頭数の把握をするとともに、防護柵の設置、捕獲・餌付け対策をすすめるために十分な人員配置と予算措置を行い、対策を強化すること。

1 7. 瀬戸内海での藻場・干潟の再生のために

県は、2020 年 10 月、「環境の保全と創造に関する条例」改定により、水質汚濁防止法に定められている生物化学的酸素要求量（BOD）の排出基準の県の上乗せ基準を一部緩和し、国は 2021 年、瀬戸内法の改定により、瀬戸内海での窒素やリンなどこれまで削減してきた栄養塩類を管理しながら海に流すとしている。ただし、瀬戸内海の水質改善は一律ではなく、灘・湾によっては、未だ汚染が解消していないところもある。十分なモニタリングを行い、海洋環境の変化に配慮し、慎重な運用が求められる。必要以上の緩和とならないよう常に測定・調査を行うこと、問題となれば規制を強化すること。

瀬戸内海が豊かな海へと回復していない背景に、埋め立てによる藻場・干潟の

減少や、温暖化による海水温の上昇などが瀬戸内海の生態系に重大な影響を与えることが指摘されている。不要な埋め立て地の解消などによる、藻場・干潟など自然海浜の回復にとりくむこと。

第４．福祉・医療の充実で、県民の命を守る県政に

新型コロナウイルス感染症パンデミックは、これまで進められてきた新自由主義のもと日本、兵庫県の医療、公衆衛生、社会保障が、命を守ることや健康で文化的な生活を送ることができない状況であることを浮き彫りにした。社会保障の抜本的な拡充が求められている。

１．新型コロナウイルス感染症対策について

繰り返し出現する新たな変異株により起こる感染拡大を封じ込めるため抜本的な対策強化が急務である。

（１）医療・検査体制などについて

①「原則自宅療養」の方針を撤回し、全ての感染者に適切な療養環境を保障すること。入院を重症者等に限定することなく、必要な入院加療を保障するため、臨時の医療施設の設置を含め、十分な入院病床を確保すること。

宿泊療養施設は待機を生まないよう十分な数を確保するとともに、症状の悪化や急変を見極めるため、医師を常駐させ、毎日回診すること。

コロナ非対応の医療機関や高齢者・障害者施設などで感染者は留め置きせず、入院など適切な療養環境を保障すること。

自宅療養を余儀なくされる感染者に、少なくとも診断の翌日には保健所の保健師から連絡ができるよう保健所体制を拡充・構築し、自宅放置がないようにすること。

当面は、保健所代行の「自宅療養者等相談支援センター」がさらに機能するように、例えば訴えに対応できる医療機関の案内など、センターの対応で完結できるように改善すること。

②自己検査で陽性になった場合も感染者として発生届につなげ、オンライン診療などで適切な対応をおこなうこと。そのために、当面、保健所の医師、保健師などの専門職員を臨時的に増員すること。

③「全数把握見直し」については、重症者を見逃し、感染者を拡大することなどにつながることから行わないこと。そのために、当面、保健所の医師、保健師な

どの専門職員を臨時的に増員すること。

④感染者の絶対数を減らすことが根本的解決である。無症状感染者の発見・保護のための PCR、抗原検査などを行い、感染の連鎖を止める事。特に、クラスター発生のリスクが高い医療機関、介護・障害福祉施設、学校、学童保育、保育所などの関係者全てへの大規模頻回検査を実施すること。感染拡大時は、少なくとも週 2 回、実施すること。防疫としての検査戦略を持つとともに、検査能力を抜本的に強化すること。

⑤オミクロン株の度重なる変異により感染力が増す中、「濃厚接触者」や発症者に限定せず幅広く PCR など検査を行うこと。医療機関、高齢者施設、障害者施設、学校、学童、保育所、会社などで一人でも感染者が確認された場合は、全関係者に検査を行うこと。

⑥新型コロナ感染症患者を受け入れている病院、受け入れていない病院、双方に医療を存続させられるだけの補償を行うこと。

⑦病院はじめ介護・障害施設、保育施設などへの防護服、マスクなど個人防護具の十分な確保を国に強く要請すること。

⑧コロナ禍と燃油価格・物価高騰で多くの医療機関や介護施設などの経営を圧迫している。新型コロナウイルス対応型地方創生臨時交付金を使い食材費や水光熱費の支援をすること。

⑨コロナ感染後、感染性がなくなって退院などしてもなお、在宅酸素が必要になる方が多くみられる。在宅酸素が必要な間は、コロナ後遺症として、引き続き公費対象にする事を国に求めるとともに、県として負担軽減策を講じること。

⑩保健師、検査技師など職員体制を充実させ、保健所の機能強化を行うこと。現在 17 か所の保健所を 10 万人に 1 ヶ所、県下 50 ヶ所に増やすこと。芦屋健康福祉事務所の宝塚保健所の分室化は凍結になったが、そのまま分室化の計画は廃止し、現在の機能を維持すること。

⑪感染症対応の病床を特に公立病院で増やすこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染防止策等に関わって

①保育所、学童保育などの過密状況を解消するために施設・職員の確保を行うこと。

②国民健康保険の傷病手当は事業主に対しても支給されるよう制度改正すること。

③コロナ特例の緊急小口資金・総合支援資金の貸付期間の延長は実情に応じて柔軟に認めること。

④コロナ禍が長引く中、医療・介護・障害施設の職員に対する慰労金を、支給すること。その際には、保険薬局、あんま・鍼灸師、保育・学童保育などの全職員

も含め慰労金の対象とすること。

⑤介護・障害福祉施設の報酬の算定が月額ではなく日額に変わったことから、コロナ禍で大きく減収している。事業が継続できるよう減収補填すること。

⑥就労継続支援（Ａ・Ｂ）型事業所への、財政支援を行うこと。

⑦日々変わる新型コロナウイルス感染症に関する医学的、あるいは支援制度などの情報について、障害のある方が情報を取得しやすいように、イラストや漢字にルビを振るなどわかりやすい表現の工夫などをした広報誌の発行、読み上げソフト機能で読めるテキストファイルデータでの提供など障害に配慮した情報提供を行い、市町にも徹底するよう働きかけること。

２．県の乳幼児・子ども・障害者・ひとり親家庭等医療費助成事業の所得制限を撤廃し、窓口自己負担の軽減をはかること。老人医療費助成制度を復活すること。

国による今年 10 月からの 75 歳以上の後期高齢者医療保険の窓口自己負担 2 割の実施に反対するとともに実施された場合は、県独自の福祉医療費助成の対象にして、負担軽減策を講じること。

３．今年度の新事業「補聴器活用調査事業」を今年度で終わらせず、高齢難聴者の補聴器購入補助として、恒久化すること。その際には、補助額、対象者を拡充するとともに、補聴器をしっかりと使用できるよう調整することも重視して支援をすること。国に対しても制度創設を求めること。

加えて、難聴の早期発見のため、健康診断に聴力検査を追加するようにすること。

４．国民健康保険・後期高齢者医療制度について

①均等割を廃止し、国保料引き下げを国に強く働きかけること。国に国庫負担の抜本的な増額を求めるとともに、県は、高すぎる保険料を引き下げするため、法令に基づく県費負担だけでなく、独自の財政支援を行うこと。県独自の均等割り減免制度を創設すること。

県は、市町独自の法定外繰り入れなど保険料抑制策を阻害しないこと。

支払い能力のない低所得者に対しても保険証取り上げや財産差し押さえが行われている。資格証明書や短期保険証の発行や財産差し押さえはしないよう、市町・後期高齢者医療広域連合に求めること。また、窓口留め置きによる事実上の保険証未交付はただちに解消すること。

②自治体独自の医療費助成に対する国庫負担金減額調整措置を未就学児以外も廃止するよう国に引き続き強力に働きかけること。それまでの間、県から減額分全額の財政措置を行うこと。

③後期高齢者医療制度を廃止することを国に求めるとともにそれまでの間、保

険料を引き下げる県独自の減免制度をつくること。

健診費用に対する県の財政支援を行うこと。検診メニューをせめて国保並みにするとともに、20%台の検診受診率を引き上げること。

④コロナに関する給付金・協力金等はあくまでも一時的な収入であることから、保険料の算定時の収入からは除くこと。

5. 生活保護について

①生活保護は、憲法 25 条が明記した国民の生存権を守る“最後の砦”であり、受給を恥と思わないように啓発に努めること。

②申請書さえわたさない、「扶養義務者」への機械的な問い合わせなど、人権を無視する窓口対応や調査を改め、懇切丁寧な対応が行われるように、あらためて市町に徹底すること。また、ソーシャルワーカーを増やし、きめこまやかな生活支援体制を強化すること。

③2013年度からの生活保護基準の引き下げや、2015年度からの住宅扶助、冬季加算減額などの影響を調査し、母子加算の見直しなど、これ以上の引き下げ中止を国に求めること。また、就学援助や基準額引き下げに連動した各種減免制度の実態を調査し、是正すること。エアコン設置・維持にかかる費用は、住宅維持費・生活扶助費として支給し、夏季加算を復活させ、冬季加算なども拡充すること。

④高齢加算は、「正当な理由のない保護基準の不利益変更にあたり違法」との判決もでており、復活するよう国に求めること。

6. 医療体制について

①新型コロナパンデミックを受けて「地域医療構想」にも影響する新しい公立病院経営強化ガイドラインでは、公立病院の役割が改めて位置づけられ、必要な地域での存続に支援の方向を打ち出している。

②三田市民病院と済生会兵庫県病院の統合が発表されたが、それぞれの病院を存続させ、地域医療を確保すること。

川西協立病院と川西市民病院、市立伊丹病院と近畿中央病院の統合・再編については、その跡地に急性期も含めた入院病床を持つ病院を誘致するなど、地域医療の充実を図ること。民間移譲された六甲病院について、地域医療を守るため、コロナ入院対応など従前の医療機能を維持するとした、移譲時の約束を県としても履行させること。

③県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合後の後医療を確保すること。再編基本計画について、新型コロナウイルス感染症への対応をふまえ、感染症対応機能の充実・強化を図るため基本計画を見直した。しかし、統合病院は病床稼働率を

90%としており感染症が発生しても対応できないことが予想されるため、感染症対応の病床を平時より確保しておく必要がある。病床数については増床すること。

④県立こども病院を成育医療センターとして拡充すること。災害時の備蓄を含め、防災体制に万全を期すこと。

⑤県立淡路医療センターの医療体制の充実を図ること。また、災害拠点病院としての機能が果たせるようさらなる防災対策をとること。

⑥救急医療二次輪番病院への補助制度を創設するとともに、県の責任で三次救急の機能確立を図ること。

⑦県立病院の独立行政法人化は行わないこと。

⑧県立病院の一般外来看護師や事務職、技能事務職の削減をやめること。

7. 難病対策について

「難病患者に関する医療等に関する法律」は、対象疾患、医療費の自己負担、小児慢性疾患の成人継続治療などについて課題が残されている。

①人工呼吸器の使用など、低所得の重症患者の自己負担の無料化を継続するよう国に求めるとともに、県として軽減すること。

②特定医療費の支給にかかる患者・家族の手続きを簡素化し、負担を軽減すること。

③障害者総合支援法により新たに支援の対象となった難病患者に制度の周知を徹底するとともに、支援を必要としながら障害者支援にも難病対策にもあてはまらない患者の救済をはかること。

④障害者手帳を保持していない難病患者も障害福祉サービスの利用が可能であることを、通知を郵送するなど市町に周知徹底すること。

8. 昨年、優生保護法による被害者の国家賠償請求兵庫訴訟に関する神戸地裁判決では、原告らの損害賠償請求権は消滅したとして請求を棄却したものの、多大な苦痛を受けた多数の被害者に適切な措置を講じること、根深く存在する障害者への偏見や差別を解消するための措置などを期待するとされた。県として、「不幸な子供の生まれない施策」を推進してきたことへの反省と謝罪を表明し、県としても被害者への支援を行うこと。

兵庫県での強制不妊手術の記録 330 人（名前が特定できた 65 人中、居所が分かり個別通知できたのは 1 人）中、救済法の一時金の請求があった 20 人（うち他府県経由 3 件）は支給されたが、その他の被害者の特定に引き続き努力すること。

9. 障害者施策について

- ①兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター（あまりハ）は、重度心身障害児者の療育リハビリが拡充できるよう医師、PT、OTなど専門職のさらなる確保・養成を急ぐこと。更生相談所の機能もできて、歓迎されている。電動車イスなどだけではなく、判定できる補装具を増やせるよう支援すること。
- ②障害を自己責任とみなし、「応益負担」を課す障害者自立支援法は、名称だけを変更した障害者総合支援法に変わった。訴訟団と国との「基本合意」に立ち返り、「骨格提言」にそった「障害者総合福祉法」へ改善されるよう国に求めること。
- ③障害者差別解消条例の制定を検討し、県内の行政機関はもとより、事業者に対しても合理的配慮の提供を徹底すること。
- ④すべての透析患者が障害等級1級に認定されるよう、引き続き国に求めるとともに、県独自でも透析基準が1級に認定されるよう社会福祉審議会に積極的に諮問すること。
- ⑤精神障害者保健福祉手帳2級まで重度障害者医療費助成事業の対象とすること。
- ⑥低所得者に限定された在宅重度心身障害者（児）介護手当の支給対象を拡大すること。
- ⑦法内施設に移行できない小規模作業所への県独自の支援は、引き続き行うこと。
- ⑧入所施設やグループホームを抜本的に増設し、地域での生活を保障すること。精神科病院の病棟・病床の一部を「居住系施設」に転換する国の方針には反対すること。
- ⑨ジョブコーチ制度や職業訓練や資格取得の支援を拡充し、企業等における雇用率の引き上げをはかること。障害者手帳を持たない難病患者等の就労を支援すること。
- ⑩手話を言語として位置付ける「手話言語条例」の制定をすすめること。
- ⑪65歳以上の障害者および特定疾病者が、障害に対応するサービスが利用できるように、機械的画一的に介護保険利用を強要することのないよう市町の担当者やケアマネージャーに繰り返し周知徹底すること。

10. 介護保険について

- ①要介護1、2の認定者について、訪問介護と通所介護などのサービスの保険給付外しに反対すること。
- ②介護・福祉労働者の処遇改善のための補助制度を復活し、人材養成事業を拡充すること。

③低所得者への食費等への補助である補足給付の厳格化の影響の実態を県として調べるとともに県独自の負担軽減策を講じること。

現役並所得者の利用料3割引き上げ、補足給付申請にあたっての資産調査の中止を国に求めること。実施された利用料2割負担の影響を調査し、県として利用料減免制度を創設すること。

④保険料高騰のため、滞納による差し押さえが増え続けている。保険料の抑制につとめ県独自の保険料の減免制度を創設すること。

保険料の滞納による「利用料の10割負担」「財産差し押さえ」等のペナルティー廃止を国に求めること。

⑤施設から在宅介護への移行を名目に2025年までの特別養護老人ホームの増床数を減らす県の方針を撤回し、市町ごとの実態に見合った新增設を行い、待機者（1万5千人）を早急に解消すること。そのために整備費補助単価を引き上げること。

11. こども・子育て支援について

①福岡県で起きた保育園送迎バスに男児が置き去りになり、亡くなった痛ましい事件は、保育現場の恒常的な人員不足、また認可保育園での配置基準が安全な保育のためには不十分であることを浮き彫りにした。保育士の処遇改善とともに、子ども一人当たりの保育士配置を増やす配置基準の見直しを国に働きかけ、県独自でも財政支援すること。

②待機児童の解消は、認可保育所の増設を基本にすること。職員配置基準の改善を国に働きかけること。また、保育所や認定こども園等の運営費等について、従来の水準を下回らないように、国に財源確保を求めるとともに、県単独補助を維持・充実すること。

③保育士の処遇改善のための財源確保を国に求めるとともに、県としても民間福祉施設運営支援事業の充実など財政支援を行うこと。保育士養成、研修制度、再就職支援などを充実すること。

④「幼児教育無償化」の対象となっていない0～2歳児についても国・県の責任で無償化にすること。また無償化の対象になっている認可外保育所については、保育の質が確保されるよう当該保育園に促すと共に、行政としても支援を行うこと。副食費も無償化すること。

⑤学童保育については、対象が6年生まで広がり、子ども・子育て支援新制度の実施により、保育の量や質に格差が生まれないような県の支援が必要である。

ア. 運営費について、国に財源増額を求めるとともに、県の補助を維持・充実すること。

イ. 定員や職員配置、開設日数・時間など、運営基準に極端な市町間格差が生ま

れることのないように市町を支援すること。児童福祉法改正によって定員・職員配置について「参酌基準」となった。保育の質を確保するため「従うべき基準」に戻すよう国に求めること。

ウ．放課後児童支援員の処遇改善事業が市町で予算化されるよう支援を強めること。

⑥こどもの健やかな育ちを支え、子育て世代応援の重要な柱である、こどもの医療費を、義務教育を終えるまで、通院も入院も、所得制限を撤廃して完全無料化すること。

⑦１次・２次医療を一元的に受け入れることのできる小児救急医療体制の整備を急ぐこと。また、ほとんど常時満床で出生数に照らしても不足しているNICUをさらに増床し、総合周産期母子医療センターを空白の但馬、丹波、北播、東播、淡路にも整備するなど、周産期医療を拡充すること。

⑧小児救急医療電話相談（＃８０００）の民間委託後の検証を行い、「受診できる医療の紹介をしてもらえない」などが改善されなければ、臨床経験に富み、県内の実情をよく把握する体制で実施すること。

⑨妊婦健診は全額公費負担となるよう、県の補助を増やすこと。出産費用を補助する制度を創設すること。

⑩新婚世帯、子育て世代、母子・父子家庭に対する民間住宅家賃補助制度を創設するとともに、県営住宅の入居優先枠を大幅に増やすこと。

１２．コロナ禍のもと、生理用品購入の経済的負担について、「生理の貧困」問題から、ジェンダー平等の視点で生理用品の無償化への移行が全世界で大きな課題になっている。県下市町でも生理用品の配布や公共施設のトイレへの設置などが始まっている。兵庫県としても行政による生理用品の無償配布や公共施設・学校などのトイレ個室への生理用品設置などを進めること。

１３．DV対策は、専門職員を増やし、被害者自立のための住宅や仕事確保など支援体制を強化すること。また、民間シェルターへの助成を拡充すること。

県女性家庭センターでの一時保護の時、避難してきた女性の気持ちを尊重し、携帯電話の使用や必要な外出を認めること。安全確保は、施設の責任において行うこと。民間シェルターなどへの一時保護委託もスマホの使用などを認めること。ステップハウスとして県営住宅が提供され歓迎されている需要に応じて戸数を増やすこと。

１４．性暴力被害対策の強化のため、「よりそい」の機能、医療連携を強化すること。ワンストップセンターである「性暴力被害者支援センター・ひょうご」の

運営費補助の増額など支援を強化すること。

15. 児童虐待の相談件数が増え続けている。こども家庭センターの専門職員の増員や、一時保護所を各センターに設置するなど、市町との連携をより強化し、児童虐待を防止する対策をすすめること。一時保護所についてこどもの居場所にふさわしい設置基準をつくること。

16. 阪神・淡路大震災時に復興関連の仕事に従事した方の中で、少なくとも6人がアスベスト被曝が原因と認められ、労働災害・公務災害認定されている。アスベスト被曝から中皮腫などの関連疾患の発症までの潜伏期間は10数年～50年と言われていることから、震災時のアスベスト飛散と健康被害の関連の研究を行うこと。震災後のがれき処理などに携わった労働者、震災当時、被災地に居住歴のある方への広報、健康管理手帳制度について周知徹底をおこない、継続的な健康調査、石綿関連疾患を発症した方の追跡調査などを市町と連携して、行うこと。

17. タバコ対策について

(1) 受動喫煙防止条例の規制を強化し、マンションなどの共有部分やベランダは、受動喫煙をなくしていくこと。県民への啓発をすすめながら、タバコ対策を総合的にすすめること。また、小・中、高校生に対する防煙教育を強化すること。企業検診と連携し、禁煙勧奨や経済的支援など禁煙支援を行うこと。

(2) 入院中に禁煙指導開始が行えるように診療報酬の改定を国に働きかけること。

(3) 日本たばこ産業株式会社(JT)から自治体への寄付は、「見舞金」「医療支援」など「地域貢献活動」の一環として行われるものであっても、「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約」(タバコ規制枠組条約)5条3項のガイドラインでは「締約国は、…公共セクターの政治等のいかなる部門に対してもタバコ産業…から献金を受け取することを許可してはならない」としている。また同13条は「寄付行為はタバコ製品と使用を直接的、間接的に促進・奨励する目的効果をもたらすおそれがある」として「禁止されるべき」と規定している。JTからの寄付は辞退すること。

18. マクロ経済スライドの廃止、低年金・無年金者をなくすよう国に求めること。年金の受給資格期間が10年に短縮されたことについて、国と連携しながら漏れのないよう県民に周知徹底すること。

第5. すべての子どもの命を守り、成長発達を支える教育への転換を

県立高校教育改革第3次実施計画は、県内125校の全日制高校を2025年に9校、2028年に6校の合計15校を削減し110校にする計画で、7月14日には2025年に統合する14校が発表され、地域の県立高校の存続を求める強い要望が相次いでいる。少子化を理由に、望ましい学級規模が必要だと統廃合ありきの計画を推し進めるのではなく、学校を存続させ、きめ細かな教育を進めることができるよう県立高校での少人数学級に踏み切ることが求められている。

引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大は、こどもたちの不安やストレス、学習の遅れと格差の拡大をもたらした深刻な事態となっている。

新型コロナウイルス感染症から、こどもと教職員の命と健康を守り、学びを保障するための教育環境の整備が急務である。

また、高すぎる学費、不十分な奨学金制度のもと、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の激減など経済的理由で中退する学生の割合が増加し、教育の無償化・負担の軽減がより一層求められている。

1. 競争とふるいわけの教育をあらためること

①県立高校教育改革第3次実施計画は、県内125校の全日制高校を2025年に9校、2028年に6校の合計15校を削減し110校にする計画で、7月14日には2025年に統合する14校が発表された。

1学年6～8学級の維持が必要だとし、望ましい学級規模を満たすための実施計画としているが、少子化を理由にした統廃合ありきの計画を推し進めるのではなく、学校を存続させ、きめ細かな教育を進めることができるよう県立高校での30人学級を早急に取り組むこと。

また、学区拡大は、県立高校の入試において、地元の高校に行けず遠距離通学を余儀なくされるなど生徒の進路に影響を及ぼすだけでなく、地域をあげた高校を残す取り組みにも逆行しており、すべての中学卒業生の進路状況に関する調査を行い、詳細な検証を行うこと。全県1学区等のさらなる学区拡大を行わないこと。

②全国いっせい学力テストの中止を国に求めること。

学力テストよりも、子どもたちに寄り添った丁寧な学習指導を行う体制を整えること。

③業者テストの中学生統一模試など、学習到達度テストを学校教育に持ち込ませないこと。

2. 教育条件の整備をすすめること

①深刻な教員不足で、教師が配置できず自習にせざるを得ない授業が出るなど、早急に事態の改善が求められている。

県教委は、今年5月1日現在、神戸市を除く県内の公立学校で114人の教員が不足し計画通りに配置できないと発表した。昨年度より28人も増えている。また、短時間勤務の非常勤講師などを常勤換算しており、兵庫教職員組合の教員不足実態アンケートでは、小学校84人、中学校84人を数えるなど教員不足の実数は、県教委の調査を大きく上回っている。

教員不足を実数で正確に把握するとともに、教員の確保に全力を尽くすこと。教職員定数の改善を図ること。

②文部科学省は小学校の学級編成標準を見直し、2021年度から5年間かけて35人学級を小学6年生まですすめ、中学校での35人学級も検討をしているが、教職員定数改善は見送られたままである。このため教職員については、加配定数の一部が基礎定数に振り替えられ、必要な教職員が確保されないばかりか、これまでの加配定数を活用した教育活動ができない事態となっている。加配定数の振り替えではなく教職員を確保するとともに、20人程度の少人数学級をめざし、教職員定数改善を国に強く求めること。

③県教委は、今年度から中学校で35人学級を選択できるようにしたが、必要26校にとどまっている。選択制でなく、35人学級に必要な教職員を確保し、小学4年生までとなっている35人学級を小学5・6年生、中学、高校まで広げる決断をすること。

④3回実施された「新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のアンケート」では、約半数の児童生徒が何らかのストレスを抱えていること、保護者の認識以上に児童生徒が高いストレスを抱えていることが明らかとなった。スクールカウンセラーや心のケア支援員の増員、専門機関との連携強化を図るなど心のケアの強化に取り組むこと。

⑤感染症対策のマスク着用で熱中症の危険が高まっている。「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル『学校の新しい生活様式』（2022.4.1Ver.8）」を適切に運用し、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう対応することや、体育の授業や運動部活動でのマスク着用の必要がないとした2021年4月30日の文科省通知を徹底すること。2021年4月から運用開始された熱中症警戒アラートなど情報を適切に活用し、熱中症対策を強化すること。

- ⑥新型コロナウイルス感染対策には十分な換気が必要であり、こどもの健康安全維持のために、これまで以上に学校環境衛生基準を守ることが求められる。特別支援学校も含め、すべての教室、特別教室、体育館へエアコンを設置すること。また、適切にエアコンが使用できるよう学校運営費など財政確保をすること。
- ⑦学校現場は児童・生徒との接触は避けられず、感染防止、感染拡大を防ぐためにも、特別支援学校をはじめ全ての学校で、PCR 等検査を定期的実施すること。
- ⑧感染が不安で登校できない児童生徒を一律に欠席扱いにせず、柔軟な対応を行うこと。また、オンライン授業など学習の機会を保障すること。
- ⑨校内の感染予防対策として昨年度配置されたスクールサポートスタッフを再配置し、消毒液など確保するとともに、新型コロナウイルス感染予防対策に万全を期すこと。
- ⑩ICT 環境の整備、遠隔学習支援、サンテレビを活用した学習支援番組の制作など進めてきたところであるが、インターネット環境がないことで格差が生じないよう十分な体制整備を引き続き行うこと。
- ⑪全ての学校トイレに生理用品を備えること。
- ⑫公立学校の耐震化の予算を大幅に引き上げ、早急に耐震化を100%にすること。
- ⑬未対策となっている学校ブロック塀の点検、撤去、改修工事を早急に行うよう支援すること。また、通学路の定期的な安全点検を行い、ブロック塀や歩道など危険個所の整備を進めること。
- ⑭学校給食の無償化のため、市町支援を行うこと。
- 安全で豊かな完全給食を全ての小・中・特別支援学校で実施し、学校給食を柱とする食育を推進すること。未実施の中学校での給食導入に県の補助制度をつくるとともに、「自校、親子、兄弟方式」など充実した「実施計画」とするよう市町に強くはたらきかけること。すでに給食を実施している市町に対する運営費補助制度を創設すること。

3. 教育費の負担軽減・無償化をすすめること

- ①大学生、高校生を対象にした県独自の給付制の奨学金制度の創設を行うこと。
- ②新型コロナウイルスの影響で困窮する学生の実態は、経済的理由で中退する学生の割合が増加するなどより深刻になっている。学生支援緊急給付金が支給されたのは、全学生の1割にしかすぎなかった。全学生を対象にした学生緊急支援金の支給、学費を半額免除するための財政措置を行うよう国に求めること。
- ③すべての学生を対象に、大学・短大・専門学校の授業料の無償化をはかるよう国にもとめるとともに、県独自でも減免措置をとること。
- ④公立高校の就学支援金の所得制限を撤廃し、公立授業料の無償化を復活する

よう国に求めること。

⑤私立高校の国の修学支援金の所得制限は年収590万円まで拡大されたが、支給対象は私立高校生の3割にしかすぎない。国に対し、支給対象を全学生に広げるとともに、入学金、授業料、施設整備費を無償にするよう求めること。

県の授業料軽減補助についても所得制限が910万円まで拡大されたところであるが、すべての生徒を対象にし、実質無償化となるように援助を強めること。格差をつけている県外通学者には、県内通学者と同額とすること。専門学校・外国人学校にも適用すること。

私学経常費補助については、国庫補助制度を堅持し、拡充を図るよう国に求めること。県としても拡充すること。

⑥2022年度の新高校1年生から、1人1台のタブレット端末を自己負担購入する方針を撤回し、県費負担による無償貸与とすること。また、通信費への補助も行うこと。

⑦義務教育は無償が原則であるにもかかわらず、修学旅行費や教材費などの負担が家計を圧迫しており、無償化の原則に即して家計負担の解消を国に求めること。また、就学援助の国庫負担制度を元に戻し、対象や支給額を拡充するよう国に求めること。

⑧学校給食費の無償化へ向け、減免制度の創設など市町を支援すること。

4. ゆたかな障害児教育を行うこと

①豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校の突然の統廃合計画は、保護者らの特別支援学校の統合計画の見直しを求める運動により一年以上延期することが決まり、保護者や教員も参加する検討委員会による計画の検討が始まった。

ゼロベースからの検討とうたわれており、但馬・丹波地域の聴覚障害児の発達と自立支援に役割を果たしてきた豊岡聴覚特別支援学校のさらなる拡充の観点から、通学区や寄宿舎の存続、高等部設置など専門性の高い聴覚障害教育が実施できるよう施設整備を行うこと。

また、もともとプールや運動場がないなど学校施設が不十分な出石特別支援学校は、新たに定められた特別支援学校の設置基準に照らし新設も含めて設備改善すること。

②スクールバスの増車は、新型コロナウイルス感染症対策としてスクールバスの密を防ぐために必要な対策であり、速やかに増車を行うこと。安全な通学を保障するため、添乗は民間委託せず公的な介助員を配置すること。

③2021年に定められた特別支援学校の設置基準は、2023年から新設校に適用されるが既設校は除外されている。既設校についても、努力義務ではなく設置基準を適用し施設整備を進めるよう求めると共に、県としても施設整備を進めるこ

と。その際「分教室」やプレハブ校舎など安易な対策でなく、新たな施設整備を進めること。

④新設が決まった武庫川特別支援学校は、暫定的に旧尼崎特別支援学校の校舎を活用し 2022 年 4 月に開校し、小学部・中学部 1・2 年生が学んでいるが、教材等の不足が指摘されており、必要な教材や施設改善を早急に行うこと。

新設工事の遅れにより新校舎の供用開始が遅れることで、2023 年から新校舎に通学できる予定であった高等部は旧校舎に通学せざるを得なくなった。高等部の学びを保障するための施設整備を行うこと。

併設するこばと聴覚支援学校は、就学前の聴覚障害児教育の中核として重要な役割を担っており、一層の機能強化をはかること。

⑤川西市丸山台に新設する阪神北特別支援学校については、住宅地に近接しており丁寧な説明を行うなど配慮すること。

⑥特別支援学級は一クラス 6 人以下の少人数にし、一人ひとりに応じて丁寧に対応ができるようにすること。

⑦小・中・高すべての学校に通級指導教室を置き、自分の学校の通級指導教室で学べるようにすること。

⑧特別支援学校の寄宿舎への正規教員の適切な配置と夜間警備体制をつくること。

⑨医療的ケア児の教育の権利を保障するために、ケア児を受け入れるための教職員への研修や、ケア児を受け入れる学校への看護師の配置、環境整備などを遺漏なく行うこと。

5. 「いじめ」対策の強化について

①いじめの兆候があれば後回しにせず、直ちに対応をすること。教師個人任せにせず、学校・教育委員会でチームを作るなど集団で対応すること。こどもの心に寄り添い、生徒理解を深める支援を行うこと。その際、いじめ対策のスキルアップを常に行い、問題をつかむよう専門性を高めること。

②学校現場では子どもの自主的活動の比重を高め、いじめを止める人間関係をつくる学校づくりをすすめること。被害者の安全を確保したうえで加害者にはやめるまで対応する、被害者・家族の知る権利を尊重すること。

③いじめによる重大事態が発生し、調査等を行う場合、子どものプライバシーを守りつつも、隠ぺいなどにつながらないよう調査の透明性を十分補償するよう留意すること。

④いじめ・不登校を多発・深刻化させている受験競争など過度の競争と管理の教育をあらため、子どもの声をききとり、子どもを人間として大切にする学校をつくること。子どもの権利条約の普及に努めること。

- ⑤学校で困難をかかえる子どもたちへの支援を一層強化するため、スクールカウンセラーの増員を図り、小学校での全校配置をすすめること。また、スクールソーシャルワーカーの人材確保のため、市町支援の強化を図ること。
- ⑥教員の多忙化は、子どもたちと接する時間や授業の準備をする時間を奪っている。共同して問題解決にあたる教師集団作りのために、教員の多忙化解消を図り、教員評価制度をやめること。
- ⑦ネット・SNS（LINE等）を通じたいじめへの対策を強め、ネット上の言葉の暴力について、家庭まかせにせず、学校教育でもルールやモラルを教えること。

6. 子どもの権利、個人の尊厳を何よりも大切に学校にすること

- ①子どもにも、憲法に規定されている基本的人権は広く保障されている。同時に、成長・発達途上にある特別な子ども期にある者として、保護される権利、教育・社会保障への権利、社会参加の権利など「子どもの権利」の保障が求められている。ところが、少なくない学校で、個人の尊厳や多様性からかけ離れた画一的な指導が横行し、時に子どもの人権を脅かし、成長・発達への障害となり、不登校の要因にもなっている。学校のあり方を、基本的人権と「子どもの権利」の視点から見直すこと。
- ②生徒にとって理不尽で、守る理由がわからない、いわゆる「ブラック校則」や、規則や罰則を細かく決め問題行動を管理・指導する「ゼロトレランス（寛容ゼロ）」、体罰や「指導死」を学校からなくし、子どもの権利を守ること。
- ③学校での事故や犯罪から子ども、教職員らの生命を守る仕事は急務であり、「安全配慮義務」を明記するなど、子どもの「安全に教育を受ける権利」を保障する「学校安全条例」を制定すること。不審者対応を含めた安全対策の専門職員配置を施設の改善をすすめるとともに、学校安全のための住民の自主的な取り組みを支援すること。
- ④不登校の子どもの人権を尊重し、公的支援を拡充すること。
- ⑤性的マイノリティ（LGBTQ）の子どもへの配慮と支援を強化すること。
- ⑥18歳選挙権の実施にともない、主権者教育、政治教育を充実させること。
行政が「政治的中立性」の名目で、教育内容への不当な介入をおこなわないこと。高校生に対する政治活動を制限させる憲法違反の通知を撤回させ、高校生の政治活動の自由を保障すること。
- ⑦トライ・やるウィークで自衛隊での職場体験は行わせないこと。

7. 教職員の「働き方改革」について

- ①労働時間を「繁忙期」は一日10時間とし、「閑散期」と合わせて1年間トータ

ルで一日 8 時間以内にする変形労働時間制は、1 日 8 時間労働の原則を壊すものであること、長時間労働を固定化・助長することになるため適用しないこと。

②県教委は、教職員の業務量の適切な管理に関する措置を定める規則の制定や、県立学校業務支援員、市町立学校のスクールサポートスタッフ、部活動指導員などを配置し業務改善に取り組み始めているが、教員の多忙化を抜本的に解消するためには、教職員の増員が不可欠である。教職員定数改善で教職員を増員し少人数学級（20 人学級）を進めるよう国に求めること。県教委としても、少人数学級を拡大し、教職員定数増をはかること。

③教職員も労働法を適用し、超過勤務手当などを保障するよう国に求めること。

④臨時教職員、非常勤講師など非正規の処遇を改善し、早期に正規雇用に切り替えること。

第 6. コロナ禍と物価高騰のもと、県民のくらしと営業まもる経済政策を

コロナ禍のもと、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が繰り返され、営業時間短縮、休業などの要請が 2 年以上にわたって続き、その上に、物価高騰で中小企業・小規模事業者の経営は逼迫し、疲弊は限界を超えている。

すべての中小企業・小規模事業者への直接支援がなんとしても必要であり、それは政治の責任として、国と県が一体となって取り組むべきものである。休業や時短要請をした業者に対し、損失分を国の責任で補償すること、持続化給付金、家賃支援給付金などの再給付など十分な補償と速やかな支給が必要である。

（コロナ禍と物価高騰問題に関わる要望）

1. 消費税減税は、物価高騰から暮らしと営業を守るうえでも、兵庫経済を強くするうえでも一番求められる対策である。消費税を 5 % に、ただちに減税すること。来年 10 月から導入予定のインボイス（適格請求書）制度の導入は、中止すること。納税が困難な事業者には、減免措置をとることを国に求めること。

2. 雇用調整助成金の「コロナ特例」（助成率 10 / 10、月額上限 33 万円等）は、2022 年 9 月 30 日までに延長されたが、コロナ危機が収束するまで継続すること。事業者の前払い制を見直すなど申請手続きを思い切って簡素なものとし、「事前審査」から「事後チェック」に切り替える抜本的措置をとること。

3. 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金も9月末まで延長された。緊急措置として、速やかに支給できるようにすること。雇用保険未加入の登録型派遣やフリーランス・学生・アルバイトで働く人たちに休業補償を確実に行うこと。危機の収束まで継続すること。
4. 持続化給付金の再支給を強力に国に求めること。非課税とし、売上50%減などの要件を大幅に緩和すること。
5. 持続化給付金の不正受給事件を理由に、一時支援金の申請に対し異常なほど厳格な審査が行われ「不備ループ」問題が起こっている。国に対し迅速な改善を求めること。
6. 家賃支援給付金についても再支給を強力に国に求めること。給付金は非課税とすること。
7. コロナ危機と物価高騰から営業を守るため、事業復活支援金を持続化給付金並みに拡充して再支給するよう国に求めること。
8. 中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金の申請受付が7月15日から開始され、申し込み締め切りは、9月30日までで予算額に達すると申し込みが打ち切られる。予算額を増やし、すみやかに対応すること。
9. 雇用保険未加入などで失業給付などから除外されている人への支援と給付金、外国人労働者への支援など、生活困窮者を緊急に支援できるように、国と自治体の連携を強め、地方創生臨時交付金を生活困窮者支援に活用できるようにすること。緊急小口融資の返済猶予・免除を拡充すること。
10. 大企業への支援は、雇用と下請け・関連企業への社会的責任を果たすことを目的にすること。これまでのように、大企業への支援＝公的資金投入と引き換えに、労働者のリストラ＝雇用破壊を条件とするようなことは、絶対に行わないこと。

(労働・雇用対策について)

新自由主義のもと労働法制の規制緩和で「使い捨て労働」を広げ、人間らしく働くルールを壊してきた。そのことの矛盾が、いまコロナ危機のもとで、派遣や

パートで働く人々の雇い止めという形で噴き出している。新自由主義による、労働法制の規制緩和路線を転換し、ポストコロナ社会では人間らしい労働のルールをしっかりと作りあげていくこと。

賃上げと長時間労働の是正をすすめ、8時間働けば普通に暮らせる社会にしていくことは、家計消費を増やし、日本経済・兵庫経済を立て直すうえでも重要である。

1. 兵庫県の最低賃金が960円に引き上げられた。最賃引き上げは、日本経済全体を底上げする経済対策の一環として位置づけ、最低賃金1500円をすみやかに、実現し、全国一律の制度とするよう国に求めること。

特に中小企業の最賃引き上げのためには、直接支援が必要である。中小企業の社会保険料の事業主負担分を減免するなど、抜本的な支援策拡充のために、支援予算の増額を国に求めること。また、県として独自の支援策を講じること。

2. 男女の賃金格差は、年収で240万円、生涯賃金で1億円にのぼるといわれている。政府は、男女賃金格差の公表を義務づける方針を表明したが公表の徹底とともに、企業に是正の計画をつくらせ、政府がその実態を監督・奨励するしくみを確立することが必要であり、県として国に求めること。

3. 国の「働き方改革一括法」は、過労死水準の残業を合法化し、高度プロフェッショナル制度「残業代ゼロ制度」の導入により、長時間労働を固定化し、悪化させるものである。廃止を国に求めること。

4. 残業上限規制に例外を設けず、「週15時間、月45時間、年360時間」とする大臣告示の法定化とともに、勤務から次の勤務までの間に連続11時間の休憩時間を設けること、長時間労働の温床となっている裁量労働制等の規制強化を国に求めること。

5. 若者を違法な労働条件で働かせ、使い捨てにする、いわゆる「ブラック企業」・「ブラックバイト」の根絶に向けて、引き続き労働局と連携し取り組むこと。憲法や労働法で保障された権利や雇用者の義務を、労働者や学生に知らせる広報、啓発活動を強化すること。長時間・過密労働、「サービス残業」をなくして雇用をふやすよう、県下の経済団体、企業に働きかけること。

6. 過労死防止法にもとづき、啓発や相談体制の整備、民間団体が行う過労死防止に関する相談活動の支援策を講じること。

7. 2019年6月、女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の公布とともに、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正された。

本改正により、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となっているが、ハラスメント行為の禁止規定を見送ったことは重大である。よって以下の修正を国に求めること。

- ①ハラスメント全般（第三者からの行為を含む）の禁止規定を盛りこむこと。
- ②被害にあった労働者の申し立てを受け迅速に調査・救済する独立した第三者機関を設置すること。

8. 学生の就職活動の早期化・長期化・過熱化をさせないルールづくりを行うよう国に求めること。

9. 2018年4月から改定労働契約法による無期転換が始まった。県内の企業に対し無期転換ルールを守る指導を徹底すること。

10. 労働者派遣法の抜本改正はじめ、派遣は、一時的・臨時的なものに限定し、正社員との均等待遇など派遣労働者の権利を守ること。非正規労働者の正社員化をすすめるよう、国に強力に働きかけること。

11. パート・有期雇用労働者均等待遇法の制定などにより、正社員との均等待遇を図ると共に、解雇・雇止めを規制するよう国に強力に働きかけること。

12. シフト制労働者の権利を守るため、労働契約に賃金の最低保障額や休業手当の支給を明記するなどのルールをつくるよう国に働きかけること。

13. ギグワークなどの無権利な働かせ方を広げる規制緩和に反対し、権利保護のルールをつくるよう国に働きかけること。

14. フリーランスに労災保険と失業保険が適用されるよう国に働きかけること。

15. 地元中小企業の人材確保を支援し、若者の安定した雇用を促進するために、地元中小企業に対し、賃金（初任給）を引き上げる助成制度、新規の正規雇用に対する税の優遇、福利厚生面でのさらなる支援策など、具体的な支援策を実施す

ること。

16. 離職者などの職業能力開発事業は、民間教育訓練機関まかせにせず、県が責任をもって行い、正規雇用につながる実効あるものにすること。

17. 出産・育児、その他の理由で離職した女性の雇用・就労支援を強化すること。産休・育休、介護休暇など、求職した労働者が不利益なく復職できるよう企業に働きかけること。中小企業へは特別の配慮をすること。

18. 県契約からワーキングプアをなくし、公共工事、公共サービスの質を将来にわたり確保するために、賃金条項を入れた公契約条例を制定すること。また、「県契約における適正な労働条件の確保に関する要綱」の目的を果たすために、労働者の賃金実態調査を行うこと。

19. 地方労働委員会の労働者代表委員の選任は、特定労働組合の独占でなく、多様な選任を行うよう抜本的に改善すること。女性の労働委員を選任すること。

(中小企業対策について)

内需・家計に犠牲を負わせながら、もっぱら外需に依存してきた経済のあり方、さらには、人々のケア（医療・介護など）に必要な物資、食料、エネルギーをも海外に頼ってきた経済のあり方を、この機会に見直すこと。ポストコロナ社会は内需・家計を経済政策の軸にすえ、人間の命にとって必要不可欠なものは自分の国でつくる経済政策への転換をおこなうこと。

雇用の約8割を占め、本県経済を支えている中小企業の振興を図るため、中小企業振興条例にもとづいて、中小企業・小規模事業者への予算を大幅に引き上げ、地場産業や地域産業の支援を強化すること。

1. コロナ対策として国・県・市によって多岐にわたって経済政策が展開されている。県の政策を周知徹底し、対象者に活用されるよう積極的に広報すること。

2. 新型コロナウイルス感染症に対する国民健康保険の傷病手当金の支給対象に、県として個人事業主を加えること。

3. 消費税をただちに5%に減税することを国に求めること。2023年10月に政府が導入しようとしているインボイス（適格請求書）制度は、消費税納税義

務がなかった小規模事業者に納税義務を負わせ、経済的・事務的負担増を強いるものである。また、一人親方、個人タクシー、フリーランスで働く人々などに多大な影響をあたえる。国にその中止を求めること。

4. 家計を温め内需を喚起し、外需・インバウンド依存の経済・観光政策から転換すること。

5. 中小企業振興条例にもとづく計画策定に当たっては、市町と協力し、中小企業の悉皆調査を行うこと。また、中小企業者、関係団体が幅広く参画した「振興会議」を常設すること。

6. 県の官公需発注にあたっては、分離分割発注をさらにすすめ、県内中小企業への発注を増やすこと。

7. 「兵庫型奨学金返済支援制度」をさらに活用しやすいものにするために、県の負担金額を倍にすること。本人と中小企業の負担を軽減すること。

8. 基盤技術の担い手である町工場への支援を強めること。

①単価・工賃水準の実態調査を行い、工場の家賃や機械リースへの支援、雇用維持への支援を強め、廃業の増加に歯止めをかけること。

②新たな事業展開や新分野進出を支援すること。

③温暖化、省エネ対策への支援を行うこと。

9. 県立工業技術センターは、中小企業の研究開発や技術の高度化など、中小企業のものづくり支援機関として重要な役割を果たしている。その産業技術職の現員が、47人に減らされている。中小企業のニーズにこたえ、同センターの技術を継承発展させていくために、必要な増員をおこなうこと。

10. 中小企業への融資審査で税金完納要件を廃止するとともに、業種、年齢、性別、経験年数による差別をやめること。無担保・無保証人制度を拡充すること。

11. 阪神・淡路大震災時の「緊急災害復旧資金」については、当初返済期限の2020年から2025年へと5年間延長された。返済期限の延長ではなく、債務返済を免除すること。

12. 地域経済に波及効果の大きい住宅リフォーム助成制度は、全国で多くの自

治体が実地している。兵庫県でも住宅リフォーム助成制度を創設すること。

13. 店舗リフォーム助成制度を創設すること。

14. 商店街の空き店舗に県内の産地直送品を扱う店を増やし、「買い物難民」と呼ばれる地域の高齢者・住民への宅配サービスなど、商店街の取り組みへの支援を抜本的に強化すること。

15. 原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を飛躍的に促進するため、地産地消のエネルギー対策を地域住民と地域の中小企業、農林水産業などが連携して地域振興策として推進できるよう県として支援すること。

16. 大企業に有利な「産業立地促進」制度（補助・税軽減）を廃止し、地域経済をささえる中小企業に、融資だけでなく直接支援を行うこと。

17. ゼロ金利政策で地方銀行などの経営が悪化している。借り手に犠牲を押しつける貸し渋り、貸しはがしを止めさせ、地方金融機関の健全な金融仲介機能を守るために、県としても国に働きかけること。

18. コンビニ本部による「もうけ本位」の「搾取システム」を改め、24 時間営業の見直し、ドミナント出店の規制など、コンビニオーナーの営業と健康を守るために国に働きかけること。

第7. 食料自給率を向上させ、持続可能な農林漁業の支援を抜本的に強める

気候危機やコロナ禍に加え、ロシアによるウクライナ侵略が重なり、世界は「第二次大戦以降、最悪の食糧危機」に直面、わが国の食糧価格は過去最高レベルに高騰している。中国など新興国の人口増加や経済成長による食糧需要の増加もあいまり、日本の食糧確保が深刻な事態に直面している。一方、食糧生産をすすめている農業と農山村は、国の政策により担い手不足と農地崩壊等により歴史的危機に追い込まれている。いまこそ農業を基幹産業としてあらためて位置づけ、農家と農地支援をすすめ、37%と過去最低に落ち込んでいる食料自給率

を抜本的に引上げる施策が求められる。

1. 食料の外国依存をきっぱり転換し、食料自給率の向上を国政の柱に据え、早期に 50%台を回復し、60%台をめざすよう国に求めること。県内自給率を向上させるための目標と計画を設定し、具体的な施策を実施すること。

2. 国がコメを市場まかせにした 95 年以降、米価の下落傾向が続き、94 年産の全国平均 1 俵 2 万 2 0 0 0 円台だったのが、2 1 年産では 1 万 2 0 0 0 円台まで低下している。一方、1 俵あたりの米生産経費は平均で 1 万 5 0 0 0 円を超え、米農家の大多数は赤字生産を強いられている。米作経営を一段と不安定にシアノは、安倍政権が 1 8 年から強行したコメの生産調整からの撤退と米直接支払交付金の廃止である。米交付金の廃止は、全国の米農家から年間総額 7 1 4 億年の所得を奪い、大規模経営ほど深刻な打撃を与えている。

いまコロナ禍と政府の無策により 2 0 年産、2 1 年産と米価は大暴落、2 1 年産は全銘柄平均で前年比 1 8 % も下落し、とりわけ大規模稲作経営への打撃は深刻である。

- ①過剰米の政府買い入れで米価を回復するよう国に求める。
- ②買い上げた米を生活困窮者などに無償で提供する。
- ③コメの需給や価格の安定に政府が責任を果たすよう国に求める。
- ④米価に「不足払い」制度を導入し、個別所得補償を復活させる。
- ⑤県として交付金上乘せなど米作の経営安定と、消費拡大に取り組むこと。
- ⑥ミニマムアクセス米の輸入を削減・廃止することを国に求めること。

3. 兵庫県の状況をふまえ、中山間地等直接支払制度の恒久化と要件緩和を国に求めるとともに、県として中山間地など条件不利地への支援を充実すること。

4. 農地を担い手に集約する「農地中間管理機構」については、耕作放棄地の復旧を位置づけること、貸付先は地域農家を最優先すること、農民代表を機構の役員に選任することなど、制度運用の改善を国に求めること。

5. 集落営農や大規模農家に対する施設・機械導入などへの助成・低利融資など支援の充実とともに、家族営農を含む中小零細農家が農業を続けられるように抜本的に支援を充実するなど、担い手対策を行うこと。新規就農者への助成・支援について要件緩和を行うなど拡充すること。

6. 国が打ち出している水田活用交付金の見直し・大幅カットは、減反政策に協力してきた農家への重大な裏切りである。水田活用交付金の見直しを中止し、交付金は、米と他作物との収益性の較差を是正することを基本に、維持・拡充するように国に求めること。県として、水田での畑作物等の作付けが長期化し、実質的に畑地化している場合でも、麦・大豆・飼料作物の生産が維持できるよう支援をおこなうこと。

7. 肥料・飼料・燃油などの価格高騰対策を緊急に実施すること。

①肥料原料の輸入価格の高騰を受けて J A 全農が秋の肥料価格を最大 94% の値上げを発表し農家に衝撃を広げている。農家の営農を支えるため、国に肥料価格の高騰分を農家に直接補てんする緊急対策を実施させるよう要請し、県としても対策を講じること。

②燃油価格の高騰にたいしては、施設園芸生産者への省エネ機器導入支援にとどまらず、農業生産者に対して直接補てんをおこなうこと。

③配合飼料価格高騰が長期化しており、高騰前の価格を基準に補てんできるよう支援をおこなうこと。畜産・酪農生産力強化緊急対策事業の継続を国に求め、小規模酪農家も含め支援すること。円安等による飼料高騰への緊急支援や、自給飼料米生産、耕畜連携への支援を県として行うこと。

8. 種子法廃止に伴い、米・麦・大豆の奨励品種の種苗育成を県として管理・育成するための県条例が制定されたが、今後も農家に対し、安定的に安価に種子を提供し、開発・生産・普及を行えるよう県が責任をもつこと。種子法の制定を国にもとめること。

9. 国に登録された作物の種や苗を農家が自家増殖する場合、許諾料の支払いを求めて事実上禁止する種苗法が改定された。

同改定には、育成者権の乱用を防止する規定がなく、同改定によって、育成者権のみが強化され種苗会社の力が強くなれば、企業による種苗の支配が強まる。自家増殖の事実上の禁止は、農業者の権利を奪い、種苗の単なる利用者・消費者にするもので、農業の多様性や生産者の創造性を奪うことになりかねない。また、新たに許諾料の支払いが求められれば農家の負担が増えるのは明らかです。国連総会が採択した「農民の権利宣言」は、種子の自家増殖や販売、利用などは農民の権利と明確に定めており、農民の権利をうばう改定種苗法は廃止することを求めること。

10. 異常気象が指摘され、豪雨災害など自然災害が多発している中、災害復旧、

被災農家への支援の拡充が求められている。

国に、災害復旧制度の拡充を求めるとともに、県としても、面積要件などが該当せず災害復旧事業の対象とならない農産物・農地・農業施設の復旧を支援すること。

1 1. 豚熱や口蹄疫、鳥インフルエンザなど、家畜の伝染病対策について、防疫・治療研究体制の抜本的強化が求められる。県内に3カ所ある家畜衛生研究所の獣医師など専門職の配置増など体制強化するとともに、発生し長期化した場合の対応と費用負担、保健制度創設を含む営農保障、埋設場所、焼却対策の整備など対策を抜本的に強めること。

1 2. 食の安全を守るために

①BSE全頭検査を復活・継続すること。

②仮にTPP参加による非関税障壁撤廃が求められた場合にも、食の安全を守る立場から、産地表示、遺伝子組み換え表示、農薬回数等の表示、トレーサビリティなどが継続されるよう求めるとともに、「ひょうご安心ブランド」など独自の認証も継続すること。

③食品の産地偽装や賞味期限の改ざんなどを防ぎ食の安全を守るため、健康福祉事務所など検査体制の強化をおこなうこと。

1 3. 都市近郊農業の宅地並み課税をやめ、生産緑地の要件を緩和するよう国に求めるとともに、県として農業を都市づくりに位置付け、生産緑地指定拡大、直売所や体験農園などの取り組みへの支援充実に取り組むこと。

1 4. 鳥獣被害対策について、防護柵などの設置・更新への補助増額や駆除に参加する猟友会員への支援など、被害防除や駆除対策を引き続き強めること。被害を食い止めるとともに生息できる生態系を取り戻す研究と対策を強めること。

1 5. 小中学校の給食への県産農畜水産物などの供給や、中学校給食の実施への支援を強め、農政環境部・産業労働部・教育委員会などが連携し、県産農畜水産物の販路拡大と食育に寄与する地産地消を抜本的にすすめること。米飯給食実施への補助制度を復活すること。

1 6. 県産木材の活用促進をはかる林業振興について

①「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」を活用し、木材の生産、水源の涵養、国土保全、生物多様性など森林の多面的な機能保全、林業の振興をはかるこ

と。

- ②林業労働者の計画的な育成と待遇改善をはかるため、「緑の雇用事業」の拡充と事業体への支援を国に求めるとともに、県としても行い、系統的な林業労働者の育成にとりくむこと。
- ③県産材需要拡大のため、公共事業での県産材使用を拡大すること。県産材活用の住宅リフォーム助成制度を実施すること。
- ④自然環境に悪影響をあたえる広域基幹林道優先でなく、「作業道」の設置を計画的にすすめること。
- ⑤間伐材等によるバイオ燃料など、森林資源を活用した自然エネルギーの供給を促進する支援をおこなうこと。
- ⑥国の間伐補助の面積要件（5ha以上）を従前の0.1haにもどして事業ごとの補助とするよう国に求めること。

17. 新型コロナの影響によるいわゆる“ウッドショック問題”で、米国や中国で木材需要が急増した結果、現在、国内木材流通量が減少し、価格が高騰している。県内工務店、建築関連業者は非常に多い。作業が止まれば地域経済にも甚大な影響を及ぼす。県内流通状況の調査や便乗値上げ・買い占めなどの監視を国と連携しながら行い、中小工務店・建築関連業者への必要な支援・対応を行うこと。

18. 2022年度から「改訂漁業法」が施行された。

国に対し、漁業者の意見を率直に聞き、家族経営と漁業者の共同で成り立っている沿岸漁業、沖合の中小漁業者が、資源の実態にあった持続可能な漁業が行えるよう漁業法の見直しを求めること。

県として、地域に定着した漁業者の意向を踏まえ、地域漁業者の優先権を保障するなどの条例を策定するとともに、経費に見合う水産物価格の実現のために、価格保障、所得補償をはかるよう国に求めるとともに、共済制度の拡充や、水産資源保全のための休漁補償など、漁業経営の安定対策に県としてとりくむこと。漁業への新規就業者支援を行うこと。

19. 不漁・コロナ禍、災害、燃油高などに苦しむ漁業経営を支援すること。

- ①不漁続きで休漁・減船に追い込まれようとしている漁業経営に、資源が回復するなど収入の見通しが立つまでの間、経営・生活が成り立つよう新たな支援制度をつくる。
- ②新型コロナによる魚価の低迷、販路の喪失などにたいし、漁業経営維持のための給付金を充実させ、生産と流通機能の維持・充実をはかる。
- ③国に働き掛けかけ魚価安定対策を強化し、産地魚価の下支え対策を強める。豊

漁や需要減などによる魚価下落を防ぐため漁業団体などが行う調整保管を支援する。

④漁業共済・積み立てプラス制度において、掛け金負担を軽減、要件緩和などで中小漁業者が加入しやすくする。

⑤不漁の長期化で漁業者・水産加工業者が漁獲対象の複数化などを選択する場合、沿岸・沖合の漁業者間の調整を行いながら、必要な設備や施設への投資、原材料の確保、販路拡大への支援を強化する。

20. 燃油高騰に対する支援を行うこと。

①国が実施する「漁業経営セーフティネット構築事業」の国の補填割合を引き上げること。

②軽油引取税の免税措置・農林漁業用輸入A重油にかかる還付措置の恒久化を国に求めること。

③県として値上がりに対する補てんなど独自の支援を行うこと。

21. 農地を活用したソーラーシェアリング、農業用水路やため池等を活用した小規模水力発電やバイオマス発電への支援をはじめ、再生可能エネルギーの普及と農村の活性化のための住民主体の取り組みへの支援を充実すること。

22. 「行革」により農業改良普及センターや試験研究機関の統廃合・人員削減が行われてきたが、きめ細かな営農指導や試験研究が十分行えるよう、人員配置や施設整備など充実を図ること。

第8. 大型公共事業優先から、地域循環・生活密着型の公共事業へ

地球規模での気候変動による豪雨や大型台風などによる災害、予想される南海トラフによる大災害に備える沿岸、河川、土砂災害対策が急がれる。不要・不急の新規大型開発事業を中止・抑制し、防災・生活密着型事業、公共施設の老朽化による維持管理・更新などへ予算の使い道を切り替えていくことが必要である。

1. 河川整備・治水事業について

梅雨前線による豪雨は、河川氾濫、土砂災害など、各地で甚大な被害をもたらしている。地球温暖化による気候変動が災害頻度や規模をより深刻なものにしている。県民の命と安全を守るための河川整備などの総合的な治水整備事業が急がれる。

- ①毎年被害が増加している記録的豪雨対策について、調査・研究を進め、調整池や下水対策など予算を大幅に増やすこと。各戸雨水貯留施設設置を進めること。
- ②西日本豪雨災害を受け、県はダムの事前放流を計画的に行うこととした。ダムの事前放流、緊急放流については、専門的技術力が必要であり、県としての技術力と職員の確保・育成をすること。
- ③県下すべての水系における河川整備基本方針・河川整備計画を策定し、河川整備を速やかに行うこと。
- ④河川維持管理費が県「行革」で削られている。河川維持管理費を増額し、防災・減災対策を強化すること。
- ⑤河川整備については、下流からの改修だけにこだわらず、「アーマー・レビー工法」などによる堤防の補強や危険箇所の改修を優先して安全を守ること。また、生態系の保全など、環境を守る事業も重視すること。

2. 武庫川水系河川整備計画とダムについて

- ①計画策定から 20 年間はダムに頼らない総合的な治水計画がつくられたが、その後においても、武庫川流域のダム計画はきっぱりと中止すること。
- ②総合治水対策のなかで、将来の分担量目標が極めて低く設定されている。千刈ダムの治水活用へ向けての取り組みが始まったことは大きな前進だが、流域対策の目標量を引き上げ、抜本的に強化すること。
- ③河床掘削や堤防補強など、武庫川の安全対策は十分にすすめること。その際、住民合意を重視すること。
- ④天然鮎の遡上できる川に再生するための対策をすすめること。

3. 土砂災害防止対策の強化等について

- ①静岡県熱海市で起きた土石流による災害を受け、県は土砂災害特別警戒区域（レッド区域）のうち土石流が発生したときに住宅が壊れるおそれのあるおよそ 101 カ所の緊急点検をおこない、1 カ所が B 判定、また、盛土総点検では 646 カ所中、7 カ所が是正措置が必要な盛土と判定された。県として必要な指導を行うとともに、市町、所有者への財政支援も行うこと。
- ②県は独自に、「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」に基づく届け出の対象である事業区域の面積が 5000 m²以上の 1,170 件を点検した。公表

された結果は、点検の回答率が 78.7%、防災上の「不適合又は不明」が 16 件、下流域の Y 区域内に民家があり、かつ、事業区域内に大規模な盛土造成があるとの回答が 12 件、地盤の変状等が生じ「要経過観察」または「要観察」が 17 件、とのこと。安全対策等の指導を不適合・又は不明の回答が 6.2%となっている。対策が必要であると判断された区域、地区、施設については、すみやかに対応すること。

③土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定と見直しを早急に行い、対策を強化すること。

④レッドゾーンに指定した区域について、整備・移転費用など県の独自支援を行うなど速やかに対策を講じること。

⑤土砂災害によって、居住困難となり、移転を希望する被災者については、移転費用についても、県独自の支援を行うこと。

⑥生活に支障をきたす民地の土砂撤去は公費で行うこと。

4. 急傾斜地崩壊対策事業を急ぐとともに、地元・受益者負担について、市町や住民負担の軽減を行うこと。

5. 南海トラフ巨大地震に備える「津波防災インフラ整備計画」の推進に当たっては、住民への説明を丁寧に行い、県民の意見を広く反映したものとする。その際、計画に伴う資料及び予算規模等を含めて公開すること。ひきつづき防潮門扉等の電動化、遠隔操作化、垂直避難のための民間マンションとの協議などをすすめること。

6. 「ひょうご住まいの耐震化促進事業」耐震化補助の予算を増額し、耐震診断を無料にすること、各補助単価を引き上げ、住宅耐震化を抜本的に促進すること。公的施設や社会福祉施設の耐震化を早急に 100%にすること。

7. 2050 年に向け、「基幹道路八連携軸」計画が進められている。人口減少、自動車保有台数減少、CO2 削減、ポストコロナ社会を見据えたテレワークや分散通勤など、時代変化に合わせて高速道路の在り方も見直す必要がある。これまでの道路政策を転換し、東播磨南北道路の延伸、名神湾岸連絡線、大阪湾岸線西伸部、播磨臨海地域道路計画や紀淡海峡連絡道路構想など不要不急の高速道路事業を中止すること。生活道路の改修など住民生活に身近な道路政策に改めること。

8. 民間投資を呼び込む元町全体の開発計画を新たに策定するために、県庁舎再整備計画は、一旦凍結となっているが、元町の再開発とあわせた県庁舎再整備計

画は中止し、県庁舎の耐震化を急ぐこと。

9. 地域創生といいながら、策定された「2030年の展望」「まちづくり基本方針」は、「都市部」への集中を強めるものになっている。おおむね5年毎、次回令和7年末に見直される都市計画マスタープランでは、他の部局とも連携し、「多自然地域」「地方都市」で暮らせるよう学校、公共交通、文化施設、福祉、医療施設などを充実させ地域で暮らせる計画にすること。

10. 「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」が改定され2028年度までの計画が示されたが不十分である。

①計画では、「舗装」「防潮堤」「岸壁等係留施設」「防潮堤等外郭施設」などで、「要対策」に対する「計画カ所数」が著しく低い。生活や防災に関わる部分でもあり、実施計画カ所数をふやし、必要なインフラ・メンテナンスの促進をはかること。

②老朽化対策にあたっては、橋梁など点検の際の専門家不足や、新規建設と同じ基準単価では、採算がとれないため事業所が補修工事に参入できない等の問題点も指摘されている。専門家の育成などで体制を確保し、補修単価の引き上げ等を行うこと。特に点検、調査、事業化にあたっては、民間依存を改め、総合土木職、建築職など技術職、専門知識をもった技術職員の養成も行い、十分な人的体制を確保すること。

11. 公契約条例を制定し、県発注工事については、県内建設業者への発注をさらに増やし、適正価格により、末端の下請け業者、建設労働者にいたるまで、営業と生活が保障される内容に改革すること。

12. 県として、国土交通省の通達等に基づき、すべての作業従事者の健康に留意し、建設現場等の様態等を考慮した感染拡大防止対策の支援に積極的に取り組むこと。

また、受注者から申し出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこと。

13. 県の公共事業において、専門的な土木技術を持った作業員の確保など、建設工事の安全対策に万全を期すこと。

14. 住宅リフォーム助成制度の創設、耐震化補助制度の拡充、バリアフリー化

の推進など、中小建設業者の仕事を増やすこと。

15. 区分所有者が複雑に入り混じった商店街建屋が老朽化し、廃墟となっている事例が多くある。廃墟となった商店街建築物からアスベストが検出された事例もあるが、所有者不明のためむき出しのアスベストが放置されたままとなっている。

アスベストではないかという不安を住民が感じるような場合、或いはアスベストが検出された場合は、所有者不明であっても検査、囲い込みなどの対応ができるよう条例整備を行うこと。

16. 鉄道ホームの視覚障害者等の転落事故防止のためホームドアについては、乗降客1万人以上という基準にかかわらず設置をすすめるよう、国や事業者を求めるとともに、県としても対策強化すること。

17. 現在、鉄道駅エレベーター設置については利用客3000人以上駅から国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3負担で進められている。しかし、3000人以上駅という設置条件は障がい者や高齢者の移動手段と社会参画を閉ざすことになる。

一方で、国交省は都市部路線では事業者が鉄道運賃に上乗せし、これまでの国、県、市町負担なく、事業者負担・事業者計画によって駅にエレベーター・ホーム柵等を設置する新料金案を提案した。多くの事業者が新制度に手を挙げているが、利用者の少ない地方路線を抱える事業者は料金に上乗せできないと声を挙げている。

県は、全ての鉄道駅にエレベーター、ホーム柵等を設置する大方針を掲げ、国・事業者・県市町がそれぞれの役割を果たし障害者、高齢者の移動手段を確保するよう積極的役割を果たすこと。

18. 遮断機も警報器もない「第4種踏切道」の安全対策を急ぐこと。

19. 空港事業について

①神戸空港・関西空港・伊丹空港を運営する関西エアポート、オリックス、バンシ・エアポートの3社連合による3空港一体運営が行われている。神戸空港の国際化、伊丹空港、神戸空港の運用制限と発着枠を増便など需要に見合わず、住環境も脅かす「規制緩和」は行わないこと。

②神戸空港及び関西国際空港2期に対する県の補助金や出資をやめること。関西国際空港と神戸空港を結ぶ「海底トンネル構想」は、計画を中止すること。

③但馬空港については、毎年5億円以上の県の財政支出に加えて、但馬地域の各

市町も多額の負担を強いられている。また、コロナ禍の下では、需要が8割減となった。今後の需要拡大の見通しもない中、地方間を結ぶ多様な路線展開等を理由にした、滑走路の増設等を行わないこと。

閉鎖することも視野に入れた見直しを行うこと。

20. 港湾について

①姫路港広畑港区での需要見込みのない大水深岸壁整備はやめること。悪臭・粉塵が舞い散るバラ貨物の拠点化を行わないこと。

②県内すべての重要港湾に「非核神戸方式」を採用し、核艦船の入港を拒否すること。

21. 高齢者の免許返納が進められる中、公共交通機関の役割はますます高まっている。路線バスやコミュニティーバスへの県単独補助を拡充し、県民の生活権を守ること。

22. JR 西日本が利用者が少ないローカル線収支を初めて公表した。国鉄改革時の経緯を踏まえ、自治体任せだけでなく、事業者、国の責任において赤字路線の維持・活性化を求めること。

23. 神戸電鉄粟生線については、住民の足・公共交通を守るため、路線存続のための支援を継続し、運転本数などを利用者のサービス向上になるよう働きかけること。

24. 県営住宅について

2021年7月、「ひょうご県営住宅整備・管理計画」が改定され、49,950戸（2020年4月1日）の管理戸数から、2025年度に48,000戸、2030年に45,000戸に縮減する計画となっている。

①新型コロナウイルス感染症拡大や、賃金が上がらない中での急速な物価高のもとで、安全で低廉な家賃の県営住宅の役割はますます高まっている。管理戸数削減・住宅集約化計画をやめ、新規の県営住宅建設など戸数拡充をすすめること。

②改定された「ひょうご県営住宅整備・管理計画」では、「LGBT等性的少数者の入居を認める…」とし、すでに、県内のパートナーシップ制が導入されている自治体の県営住宅では、同性カップルの入居が認められているが、すべての県営住宅で、同性カップルの入居を認めること。

③減免制度の算定が課税所得から世帯の年間収入に基づく計算に変更がされ、家賃が大幅に引き上げられた入居者が多数発生している。「住まいは人権」の立

場で、実情に即した柔軟な減免制度をあらためて確立するとともに、家賃そのものの抜本的減額をおこなうこと。

④一般会計の繰り入れにより、外壁補修などの計画補修、空家補修等の予算を大幅に増やし、部分補修や改築、エレベーターの設置など計画を立て、積極的にこなうこと。

⑤民間指定管理者による管理運営は、入居者の福祉的対応がなされないなど、住民サービスが低下している。県が管理運営に責任を持つようにし、指定管理制度をやめること。入居者が低所得者であることに配慮した駐車料金にすること。

⑥介護や在宅療養が必要な入居者について、居住面積などを配慮すること。

⑦入居承継は、原則、配偶者や高齢・障害者に限定しているが、残された同居者が、退去が難しいとされるケースに対して、第三者機関である判定委員会などの意見を参考に、入居承認制度を柔軟に運用するとされている。

入居承継については、実情に応じ、入居承認制度を広く柔軟に運用するとともに、原則、希望者が承継できるように、さらなる見直しをはかること。

⑧UR借上住宅住み替え問題については、世帯主が若くても、継続入居の可能性があることをまず説明し、判定委員会で柔軟に対応すること。継続入居となった世帯の継承は、一般の県営住宅の承継と扱いを同じにし、希望者全ての申し立てを判定委員会にかけ、柔軟に対応すること。

⑨DV 被害者等の民間シェルターからの受け入れ戸数を需要に応じて増やすこと

25. 県立3公園（明石公園、赤穂海浜公園、播磨中央公園）で民間資本活用した施設整備が行われようとしている。県民の財産である県立公園を民間利益追求の場にするのではなく、県直営で管理を行い県民の憩いの場として公園整備を充実すること。

26. 青年や新婚世帯、子育て世代、高齢者、障害者、低所得者向けに「民間賃貸住宅家賃補助制度」をつくること。

27. 企業庁の事業について

①地域整備事業については、事業ごとに過年度も含めて収支、資産負債状況、事業内容がわかるようにすること。また、先行取得用地をはじめ、用地全てについて時価、含み損も含めて県民に明らかにすること。「地域介護福祉拠点整備事業」は、民間事業者の運営・ノウハウ・人材等を活用するもので、公共性の高い高齢者福祉施策をすすめるうえで、県の福祉部局などの専門職がかかわることが重要であり、企業庁の新たな事業として拡大しないこと。

②大企業向けの安すぎる工業用水料金を改定し、大幅に値上げするとともに、将

来見込まれる水道料金収入減、工業用水不足対策として、企業庁（工業用水道事業者）が供給する工業用水については、飲料用水としての使用を禁止すること。

③コロナ禍と物価高のもと、県水の基本料金の減免を柔軟におこなうこと。

④高い県水を市町に押し付けないこと。水道事業の市町連携にあたっては、災害の多発に備えるため、市町の自己水源を確保するための技術支援、財政支援を行い、安易な広域化は進めないこと。

⑤（株）夢舞台事業を抜本的に見直し、とりわけ新型コロナウイルス感染症の影響で、経営悪化が著しいグランドニッコー淡路事業からは、撤退すること。天下り役員ポストをなくすこと。

28．国の直轄事業負担金の全廃を国に強く求めること。

第9．芸術・文化活動を支え、スポーツ振興を基本にする

県政に転換を

新型コロナウイルスの感染拡大、政府や自治体の自粛要請により、日本の文化芸術が存続の危機に直面し、スポーツ活動も困難を極めており、存続と活動継続のための手厚い支援が求められている。

また、文化・スポーツの振興のため、県民が日常的に文化・芸術・スポーツを楽しむ労働環境づくりや低廉で利用できるよう国や県の支援を充実させることとともに、自由な文化活動を保障すること。

1．新型コロナウイルスの影響で活動が困難な文化・芸術活動に対し「芸術文化活動機会促進動画配信事業」やイベント開催時の施設使用料 50%補助する「芸術文化公園再開緊急支援事業」等を行っているが、今後、新型コロナ感染症対策をしながらの活動が必要不可欠であり、これらの支援事業の継続を行うとともに、衛生環境の確保、情報提供、文化芸術団体への活動支援など一層の拡充を行うこと。

2．新型コロナウイルスの影響で、スポーツ活動の自粛や外出自粛による活動量の減少により、体力の低下、体調不良やストレスの増加など健康面にも大きな影響が出ている。三密を避けるなど感染症対策をすすめ、スポーツ活動が安心して行えるよう県民のスポーツ活動への支援を進めること。

また、スポーツ関係団体や個人事業主が実施するスポーツ活動を支援する「スポーツ活動継続サポート事業」（公益財団法人日本スポーツ協会）等があるが、新型コロナウイルス禍の中、継続的な支援が行えるよう国に求めるとともに、県としても実施すること。

3. 表現の自由の保障、行政の不介入を原則とする「文化・芸術振興基本条例」を制定し、自由な文化・芸術の活動を保障し、支援すること。また、優れた芸術文化を享受できるように、鑑賞活動への支援をおこなうこと。

4. 新設された県立芸術文化観光専門職大学は、全国初の演劇を専門に学べる効率の4年制大学であり、設置された但馬地域のみならず全県下に、その専門性を生かした芸術文化への支援を行うこと。

5. 芸術団体が専門性を発揮し、持続的に発展していけるよう基盤整備を含めた助成制度の発展をはかること。幅広い団体が気軽に活用できる助成制度の確立や助成への応募が年に複数回できるようにするなど制度の改善をはかること。

6. 学校での「県民芸術劇場」について、これまで公演団体などへの補助は、1回公演のみとなっていたが、2021年度は、コロナ対応もあり、上限額まで複数公演で補助できることになっている。コロナ後も、公演ごとの補助にすること、補助額を引き上げること。現役世代や子どもたちの文化活動、NPOやサークル、鑑賞団体などの活動が発展するように、ホールや展示場所、稽古場の利用料の低減など条件整備をすすめること。

7. 義務教育の期間だけでなく、就学前の子どもや高校生に対する芸術鑑賞などの支援を強めること。様々な芸術鑑賞教室を視野に入れた事業の拡充をはかり、学校と芸術団体の自主的な努力を応援すること。

8. 障害者の芸術鑑賞・創造・作品発表などの機会を増やし、支援すること。

9. 県や神戸市等が景観形成重要建造物等に指定している建物を、耐震化などを理由に取り壊し、建替えが相次いでいる。歴史的にも貴重な建築物であり、街の景観や歴史・文化のまちづくりのためにも保存が求められる。県下の歴史的・文化的遺産の調査・保存をすすめること。

また、耐震化工事中の「宝塚大橋」は、全国初のガーデンプリッジとして兵庫県が建設したもので、彫刻や手塚治虫作品のタイルなど宝塚の景観を形成して

きた。今後の歩道工事については、阪神モダニズムの歴史と文化が息づく景観、街づくりに沿った整備となるよう県土整備部とも連携を図ること。

10. 県庁舎再整備計画は、いったん中止し再検討が求められている。県民会館の建替え計画についても、同様に中止し再検討すること。

11. 「スポーツは国民の権利」という基本理念を位置付けたスポーツ基本法は、「国」と「地方公共団体」にその推進の責務を規定している。現在、「兵庫県スポーツ推進計画」の実施目標を引き上げ、「身近なスポーツ施設の整備計画」と「指導員等の施設への配置計画」をすすめること。

12. 公共スポーツ施設の深刻な減少に歯止めをかけ、老朽施設の補修・改築、耐震化を進めるために、施設整備費を抜本的にふやし、計画的な整備をはかること。

13. 「誰もが気軽に使えるスポーツ施設」をめざし、利用料金の適正化、指導員やスタッフの増員と研修によるサービスの向上をはかり、利用者・クラブ・団体に供する施設機能の充実を進めること。

14. 地域における自主的スポーツの活動の拠点である学校開放施設の用具・器具の充実、ロッカー・シャワーの設置、夜間照明の整備、スポーツ指導員の配置などをすすめ、その機能の確立をはかること。自主的なスポーツクラブを支援し、施設の利用団体の民主的な運営を援助すること。

15. 障害者が利用できる多機能型スポーツ施設の増設とバリアフリー化、障害に配慮した設備・用器具の充実、指導者・ガイド・介添え者の配置などを促進すること。

16. 自然と共生するアウトドアスポーツの発展のために、環境アセスメントを遵守し、環境破壊や汚染から自然を守ること。無秩序で大規模な風力発電設備やソーラーパネル設置による太陽光発電が山岳自然を破壊することのないような規制強化をおこなうこと。

17. トライアスロン、スイムマラソン、サーフィン、ヨットなどの行われている海域や加や河川の水質汚染を厳しく規制し、愛好者が安心した楽しめる環境の整備をすすめること。海域の水質汚染や地域の大気汚染などで県立海洋体育

館をはじめ県内の海洋マリンスポーツ施設などへの影響を及ぼす神戸製鋼石炭火力発電所増設は中止すること。

第10．警察行政について

1．警察署、交番の配置等について

①2021年3月に行われた佐用警察署、養父警察署、豊岡北警察署の近隣署への統合・センター化は、治安維持に対する地元住民への大きな不安をひろげ、根強い反対の声がある。地元住民の要望をふまえ、再編統合をやめ、警察署に戻すことも含めた検討をおこなうこと。尼崎南警察署新庁舎完成に伴い、旧西警察署が移行した西分庁舎は、引き続き存続・維持させること。

②警察署等再編整備計画では、各地域の人口動態や事件・事故等の業務負担、大規模な宅地開発等による地域特性の変化、施設の老朽化等の状況などが検討されているが、地元の要望をつかみ、一方的に再編整備をおこなわないこと。市民生活の安全を守る地域警察官の比率を高め、要望の強い地域での交番や駐在所の設置をすすめること。

2．兵庫県警の民主的な運営と政治的中立性を確保することを目的として設けられている公安委員会を、委員の住民推薦・公選制などを導入し県警から独立させ、独自の事務局をもうけ、警察行政にかかわる諸問題、予算配分などについて必要な調査・検討をおこなえるようにすること。

3．痴漢対策について

痴漢は最も身近な性暴力であり、性犯罪である。昨今、インターネットやSNSで、受験生を狙った痴漢行為を煽る投稿がされている。その後の人生に影響を与える入学試験や司法試験の日に痴漢加害を行うという極めて悪質で、卑劣な行為を許すわけにはいかない。

痴漢対策は、受験シーズンに留まらず、恒久的な政治課題として、行政が取り組むことを求める。

①鉄道警察隊を増員すること。

②痴漢加害を起こさせないように、公共交通機関における対策を普段に増して強化することが必要である。駅の係員の増員、電車内に巡回警備、警察官による巡回、音声によるアナウンスや電車内の動画、電光掲示板での痴漢の加害防止のための呼びかけなど、具体的な取り組みを行うよう、鉄道会社に働きかける

こと。また鉄道会社に対し、遅刻せざるを得ない状況に至った証明書などを発行するように働きかけること。

③兵庫県警においては、受験シーズン等での痴漢防止のために、特別な体制をとり、対応すること。痴漢被害が発生した場合、迅速に対応すること。

④特に受験シーズンでは、中学・高校・大学入試において、痴漢被害を含めて本人の責めによらない事由で遅れた場合は、救済措置の対象とし、別途、受験機会を保障するよう関係各機関に働きかけること。

⑤痴漢被害の実態を調査・把握し、相談窓口の充実、被害者の救済、加害根絶のための啓発や有害図書規制、加害者更生の推進など、関係機関と連携し、行うこと。

4. 「持続可能な交通安全施設等の整備の在り方に関する懇話会」などで、交通安全施設の整備の在り方が検討され、2019年に撤去の検討対象となった信号機166機のうち、すでに56機が撤去されている。残り110機（2022年7月25日現在）が引き続き撤去対象として検討されている。

①交通安全における信号機の役割は引き続き求められており、撤去対象となっている信号機については、地元住民の意向もよく聞き、慎重に検討し、撤去ありきでなく、維持・改修も含めた対応をおこなうこと。

②2022年度の信号機の新設予定は16機となっているが、少なすぎる。住民要望を踏まえ、必要カ所に適切な信号機設置をおこなうこと。

③視覚障害者の横断歩行などを支援する高度化PICSは、モデル事業として神戸市、西宮市、明石市、尼崎市、姫路市で計23機（2022年7月）の設置が予定されているが、要望のある地域などに、ひろく設置すること。

また、利用者の意見をよく聞き、福祉やまちづくりの観点から専門職種、関連部署と連携しながら、実用化に向けた開発を行うこと。

5. 児童の死傷事故など、通学路などでの重大な自動車交通事故が相次いでいる。改めて、通学路、園児等の移動経路などでの総点検をおこなうとともに、生活道路の安全確保のため、自動車優先から歩行者優先の道路交通政策に切り替えるために以下の施策をすすめる。

①危険箇所の安全対策を緊急に講ずること。

②通学路や園児等の移動経路で、著しく危険な個所については、安全対策とともに、通学、通園時などの交通規制を行うなど、安全確保策を行うこと。

③危険箇所について、信号機・道路標識・ガードレールなど安全施設の設置、危険箇所を回避する通行路の見直し、子どもの見守り活動や交通安全指導など効果的な改善を進めること。

④学校や保育園、公園の半径 500m以内の道路は、「ゾーン 30」区域の指定をすすめること。「生活道路対策エリア」区域の拡充をおこなうこと。

⑤信号機設置箇所の増設、音響式信号機、エスコートゾーン、消えかかっている横断歩道の白線や道路標示など、交通安全対策のための予算を抜本的に拡充すること。

6. 高齢者が自ら運転しなくても生活できる支援として、免許証「自主返納」者へのバス、電車など公共交通機関やタクシーの運賃割引が受けられるようにすることを各行政機関に働きかけること。

7. 認知症での行方不明者の搜索や未然に防ぐ対策を強化すること。

8. ヤミ金・振り込め詐欺・架空請求など経済事犯や増え続ける児童虐待、ストーカー犯罪など、生活安全に関わる対策を人的体制も含め充実、強化すること。とくに新型コロナウイルス感染症対策に便乗した悪徳商法や詐欺が横行しているもとで、対策を強化すること。

特殊詐欺の被害防止の意識付けのために高齢者を中心に配布されている特殊詐欺簡易型警告・自動通話録音機「録音チュー」は、被害への不安解消のため、さらに規模をひろげて配布すること。また、貸出期間については、被貸与者が貸出しの継続を希望があれば延長し、引き続き被貸与者の意向に応じた運用を継続すること。

9. 山口組をはじめとする暴力団の取り締まりを強化すること。また、暴力団組織の実態解明に努めるとともに、取締と暴力団排除の両面から総合的な対策を徹底し、暴力団の弱体化、及び壊滅に向けて取り込むこと。

警戒に当たっては、場所や方法等を十分に検討し、県民の安全確保に万全を期すること。

10. 2017年に強行したテロ等組織犯罪処罰法(共謀罪法)は、国民の人権を侵す法律であり廃止するように国にもとめること。憲法を蹂躪するような恣意的運用はおこなわないこと。

11. 自白偏重捜査による誤認逮捕をなくすため、すべての捜査の全体を可視化すること。また、冤罪の温床となっている「代用監獄」をやめ、被疑者・被告人は法務省が管理する拘置所に収容するように取り組みをすすめること。

1 2. 大麻所持により県警巡査が逮捕されたことは、大変遺憾である。大麻問題や覚せい剤、MDMA、危険ドラッグなどの薬物対策を強化すること。

1 3. 風営法にもとづく飲食店への過度な取り締まり、新型コロナウイルス感染防止対策に対する過度なチェック・指導は、行わないこと。法律の運用は、国会付帯決議(1984年)に基づき、表現の自由、営業の自由など憲法で保障された基本的人権を侵害しないよう慎重におこなうこと。

1 4. 憲法で保障された「言論の自由」を侵害するような、選挙活動への介入やビラ配布・署名活動に対する干渉・妨害行為は、やめること。

1 5. 安倍晋三元首相が奈良市で街頭演説中に銃撃され死亡した事件で、警護の問題点を検証した警護検証報告書がまとめられた。検証された結果、「明らかな警護上の危険」がありながら、計画の提起や決裁過程で見落とされ、警護員や制服の警察官が適切に配置されていなかったとし、警護の不備が指摘された。

あつてはならない事件で、警察の信頼を大きく揺るがす事態である。今後、検証結果をいかし、兵庫県警として警備体制の強化に努めること。